



ふじよしだ
第127号
議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

吉田西小学校運動会

9月定例会

平成25年度決算を認定

一般会計歳出総額は 193億

6473万4425円

平成26年9月定例会は、9月4日開会され、26日間の会期を終えて、9月29日に閉会しました。

この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任、委員会が構成されました。

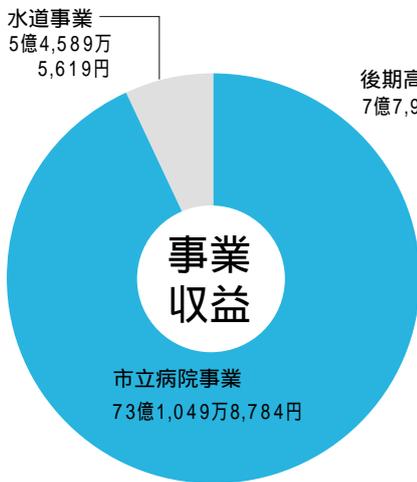
議案は、平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の3件の決算認定のほか、一般会計継続費精算報告書の報告5件をはじめ、一般会計補正予算（第2号）など補正予算2件、富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例など条例制定4件、富士吉田市コミュニケーションセンター等の設置及び管理に関する条例など条例の一部改正4件、市道の認定、町の区域及び名称の変更、富士吉田市教育委員会委員の任命など、合計21件の市長提出議案に加え、「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願など2件、それに付随した意見書2件、合計25件を、すべて可決、採択、認定、同意しました。

また、辞職に伴う富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙を行いました。

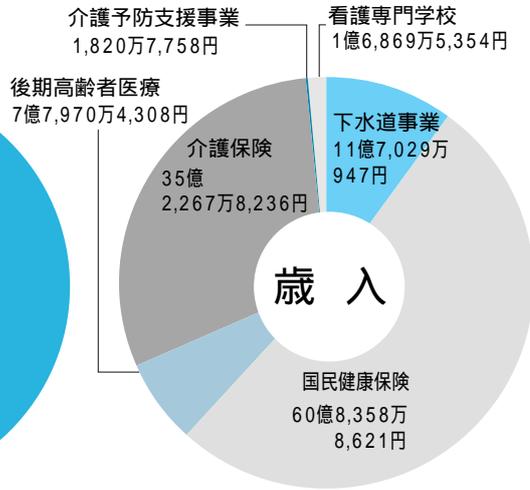
なお、市政に対する一般質問は、九人の議員が行いました。

決算報告

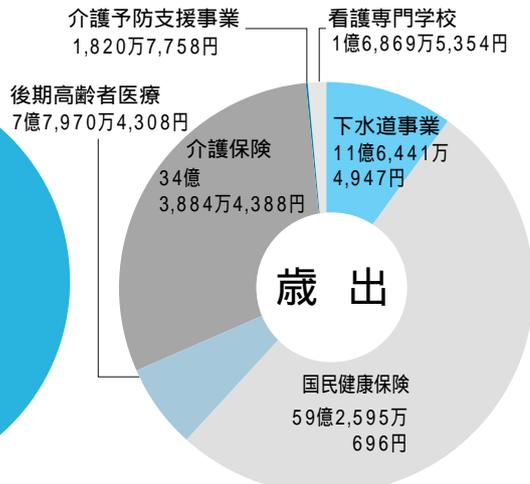
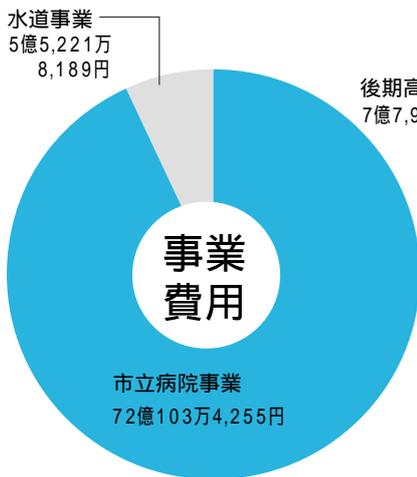
事業会計



特別会計



一般会計



議
会
の
動
き

議員合同研修会

8月7日に山梨県市議会議長会主催による合同研修会が昭和町のアピオ甲府にて開催され、東洋大学客員教授南 学先生を講師に、「公共施設マネジメントなくして自治体経営は不可能」についての講演が開催され、議員としての見聞を広げました。

議
会
人
事

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護
組合会議員（補欠選挙）

宮下 正男氏（上吉田区域）



《編集委員会》

- 委員長 戸田 元
- 副委員長 宮下 正男
- 委員 奥脇 和一
- 委員 渡辺 幸寿
- 委員 横山 勇志
- 委員 佐藤 秀明

9月定例会 会期日程

日程	内容
9月4日	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 (開会)
10日 12日	本会議 市政一般質問
16日 17日 18日	決算特別委員会 付託議案の審査 総務経済委員会 付託議案の審査
22日	文教厚生委員会 付託議案の審査
24日	建設水道委員会 付託議案の審査
25日	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 (議員提案含む) 各議案の採決 富士吉田市教育委員会 委員の任命について 富士吉田市外二ヶ村 恩賜県有財産保護組合 議員の補欠選挙について (閉会)
29日	

委員会の審査から

決算特別委員会
文教厚生委員会

総務経済委員会
建設水道委員会

決算特別委員会

審査案件

議案第47号

平成25年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

議案第48号

平成25年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について

議案第49号

平成25年度富士吉田市水道事業会計決算認定について

以上3議案について、審査するにあたり、次の10名の議員で構成される決算特別委員会を設置し、審査を行いました。

委員長 横山 勇志
副委員長 佐藤 秀明
委員 渡辺 嘉男
奥脇 和一

宮下 正男
戸田 元
渡辺 幸寿
桑原 守雄
前田 厚子
勝俣 大紀

なお、審査にあたり、提

出のあった予算の執行実績及び主要施策の成果報告書を参考として、予算が公正・適法かつ能率的、合理的に執行されているかどうか、その結果、どのような行政効果があげたか、また、その施策が住民福祉の向上に適合したものであったかどうか、財政事情についてはどうであったかなどを重点に詳細に審査いたしました。

審査結果

一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定

一般会計

平成25年度の一般会計決算は、予算現額220億7290万4103円に対し、収入済額204億7618万6603円、支出済額は193億6473万4425円で、歳入歳出差引額は11億1145万2178円となり、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額4億1155万4953円を差し引

くと、実質収支額は6億9989万7225円となっており、前年度に比較して8124万1881円の減となっております。

実質収支額のうち、3億5千万円は財政調整基金へ積立て、3億4989万7225円が翌年度へ繰り越されており、妥当と認められますので、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、歳入の審査の中で、市税の滞納分については、現状の滞納整理業務に加え更なる改善策をもって収納率の向上を図ってほしいとの要望がありました。

市営住宅の内、特定公共賃貸住宅においては、民間住宅の家賃状況を勘案する中で、現状の家賃よりも低価格に設定してほしいとの要望がありました。

また、歳出の審査の中で、当市の観光案内所に関して、現在は富士吉田市観光案内所と金鳥居インフォメーションセンターがありますが、経費削減の観点から2ヶ所を統合する方向で検討してほしいとの要望がありました。

富士山世界遺産登録後の経済効果等の分析をすすめ、市民に対してわかりやすい情報を公表してほしいとの要望がありました。

企業誘致に関して、県の動向に追随するばかりでなく、市独自の企業誘致案をもつて積極的に企業等へ働きかけるべきとの要望がありました。

自主防災会が現在16自治会に設置されていますが、残りの自治会に対しても自主防災会の再構築を促してほしいとの要望がありました。

学校教育に関して、富士山世界遺産登録を踏まえて外国人観光客の増加を勘案する中で、英語教育の充実を図ってほしいとの要望がありました。

現在ある福祉ホールの活用を勘案する中で、子育て支援事業充実のための機能を持たせてほしいとの要望がありました。

経常収支比率は前年よりも改善されているようですが、今後も経常収支比率の向上を目指して健全な財政運営に努めてほしいとの要望がありました。

特別会計

平成25年度の下水道事業特別会計決算は、歳入総額11億7029万947円に対し、歳出総額は11億6441万4947円であり、歳入歳出差引額は587万6千円となり、繰越明許費繰越額587万6千円を差し引くと、実質収支額は0円となっております。

次に、国民健康保険特別会計決算であります。歳入総額60億8358万8621円に対し、歳出総額は59億2595万696円であり、歳入歳出差引額は1億5763万7925円となり、実質収支額も同額となっております。

実質収支額のうち7900万円は財政調整基金へ積立て、7863万7925円が翌年度へ繰り越されております。

次に、後期高齢者医療特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに7億7970万4308円となっております。

次に、介護保険特別会計決算であります。歳入総額35億2267万8236円に対し、歳出総額は34億

3884万4388円であり、歳入歳出差引額は8383万3848円となり、実質収支額も同額となっており、全額が翌年度へ繰り越されており。

次に、介護予防支援事業特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに1820万7758円となっており。

次に、看護専門学校特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに1億6869万5354円となっており。

以上、6特別会計については、それぞれ妥当と認められますので、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、下水道事業特別会計の審査の中で、下水道の整備は多額な事業費となるため、費用対効果を踏まえて適切に事業を執行してほしいとの要望がありました。

市立病院事業会計決算認定 本案は、平成25年度富士吉田市立病院事業会計決算認定でありまして、審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院

事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益73億1049万8784円、事業費用72億103万4255円となり、消費税の影響を除く損益収支では1734万4926円の

当年度純利益が計上され、前年度との対比では、収益が2億8669万7850円の増、費用では2億7871万4197円の増となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額2億5687万7千円、支出額4億2928万6718円で、収支不足額1億7239万9718円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

国における医療・介護サービス改革を踏まえ、地域医療に求められる役割はより多様化、高度化しており、良質な地域医療の確保と経営の健全化が求められ

ております。

このような状況の下、救急医療や高度医療などの不採算部門を担う中で、富士・東部地域の保健医療の拠点となる中核病院として、その使命と役割を果たして

おり、原案のとおり認定すべきものと決しました。なお審査の中で、ここ数年、単年ではありますが黒字決算となっておりますが、今後も黒字収支を維持できるように企業努力を続けてほしいとの要望がありました。

水道事業会計決算認定 本案は、平成25年度富士吉田市水道事業会計決算認定でありまして、審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、水道事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益5億4589万5619円、事業費用5億5221万8189円で、消費税の影響を除く損益収支では1828万9047円の当

年度純損失となっております。前年度に比べ、収益が4983万7419円の減、費用で3604万3227円の減となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額3億1795万8156円、支出額5億2560万5991円で、収支不足額2億764万7835円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填しております。

安全で安心な水道水の安定供給と、健康で快適な市民生活や産業活動を支えるライフラインとしての社会基盤整備を推進するため、配水給水施設の整備を積極的に進めており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお審査の中で、富士吉田市の水道水は、安価な水道料金と水質の良さで全国に誇れるものとなっているので、その水準を維持しながら今後も企業努力を続けてほしいとの要望がありました。

議案第51号 富士吉田市立富士山レジャーセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第50号 富士吉田市立コミュニケーションセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第60号 平成26年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号) 審査結果

本案は、富士吉田市立コミュニケーションセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、コミュニケーション機能を含む多世代交流施設を設置する等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、使用料の免除等に関し、指定管理者と協定書を締結する場

総務経済委員会

審査案件

議案第50号

富士吉田市立コミュニケーションセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

合は、内容には十分注意して欲しいとの要望がありました。

議案第51号

富士吉田市立富士山レジャーセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、富士吉田市立富士山レジャーセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、富士吉田市歴史民俗博物館との共通入館券の整備等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号

平成26年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号) 審査結果

本案は、富士吉田市立コミュニケーションセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、コミュニケーション機能を含む多世代交流施設を設置する等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成26年度富士吉田市一般会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ7400万円を追加し、総額を217億3860万1千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金4383万9千円、総務費国庫補助金2116万1千円、農林水産業費県負担金900万円を増額するものであり、歳出では、新倉南線整備事業費6500万円、土地改良事業費900万円を増額するものであり、妥

委員会の審査から

決算特別委員会

総務経済委員会

文教厚生委員会

建設水道委員会

文教厚生委員会

当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、新倉南線への信号機設置について

ては、安心安全のためにも地元関係者と協議しながら、引き続き当局へ折衝していただきたいとの要望がありました。

審査案件

議案第52号

富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第53号

富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第54号

富士吉田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第55号

富士吉田市立老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第56号

富士吉田市環境保全条例の制定について

議案第57号

富士吉田市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第59号

町の区域及び名称の変更について

議案第61号

平成26年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

請願第1号

「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書について

請願第2号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について

審査結果

本案は、「富士吉田市特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の制定でありまして、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定でありまして、子ども・子育て支援法及び

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定を行うもの

であり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市立老人福祉センター設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、老人福祉センター機能を含む多世代交流施設を設置する等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、午後9時までが入浴施設の開館時間となっているが、何時までに入館すれば、施設の利用が可能なか等のルールを施設のオープン時まで整理して欲しいとの要望がありました。

入浴施設については、最大80人を想定しているよう

だが、それを超える入場者があつた場合の対応策を検討して欲しいとの要望がありました。

使用料について、利用者に分かりやすい形での周知を徹底して欲しいとの要望がありました。

本案は、「富士吉田市環境保全条例」の制定でありまして、公害の防止のため

の規制その他の措置を講ずることにより、環境への負荷の低減を図り、将来にわたつて良好な環境を確保するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、入館料等正でありまして、入館料等の見直し及び富士吉田市立富士山レーダードーム館との共通入館券の整備等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、「大明見地区」の住居表示につ

きまして、新町名を大明見1丁目から6丁目までとし、それぞれ区域及び名称を設定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成26年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第1号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ2721万4千円を追加し、総額を39億1026万円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金2721万4千円を増額するものであり、歳出では、介護保険償還金事業費2721万4千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件は、「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願でありまして、ろう者にとって大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である手話を音声言語と対等な言語であることとを広く国民に広め、ろう者の日常生活及び社会生活を総合的に支援していく環境整備をして欲しいとする願意に賛同し、採択すべきも

のと決しました。

本件は、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願でありまして、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であることから、1クラスの学級規模を引き下げる必要があり、教育予算についても拡充して欲しいとする願意に賛同し、採択すべきものと決しました。

建設水道委員会

審査案件

議案第58号

市道の認定について

審査結果

本案は、市道の認定でありまして、地域住民の利便

性を維持するため、丸6号線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案審議

即決案件・報告案件の内容

報告第10号

継続費精算報告書について（平成25年度富士吉田市一般会計予算）

【内容】

平成24年度、25年度において実施した大明見下の水線整備事業及び小見上暮地線整備事業の2件について、事業が終了したため、それぞれ継続費の精算報告がなされました。

報告第11号

健全化判断比率について

【内容】

本市の財政は、健全に運営されている旨報告されました。

報告第12号

資金不足比率について

（富士吉田市下水道事業特別会計）

【内容】

資金不足に至っていない旨報告されました。

報告第13号

資金不足比率について

（富士吉田市立病院事業会計）

【内容】

資金不足に至っていない旨報告されました。

報告第14号

資金不足比率について

（富士吉田市水道事業別会計）

【内容】

資金不足に至っていない旨報告されました。

議案第62号

富士吉田市教育委員会委員の任命について

【内容】

委員の羽田由貴子氏の後に、富士吉田市下吉田5644番地、田邊丈人氏を任命するもの。

議案第63号

「手話言語法」制定を求める意見書について

【内容】

議員全員による提案により本市議会から政府に対して「手話言語法」制定を求める意見書を提出するもの。

議案第64号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について

【内容】

議員全員による提案により本市議会から政府に対して30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書を提出するもの。

全文については、次期定例会（12月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

9月

桑原 守雄 議員



富士吉田警察署の新築移転のスケジュールについて

1回目の質問

昨年、執行者より、現在松山にある富士吉田警察署が引き続き富士北麓地域の中枢都市である本市の旭町地内に移転・整備されるとの報告があった。富士山を擁し、多くの観光客が訪れる本市にとって、警察機能の拡充は大変喜ばしく、一市民として社会環境の変化や治安情勢の変化に的確に対応する警察署として、大きな期待を寄せるところである。

そこで、今後、警察署はどのようなスケジュールにて建設され、業務が開始されるのか伺う。

現在の富士吉田警察署は、富士吉田市を中心とする富士北麓地域の治安の要として、昭和46年に建設され、築後44年が経過し、建物の老朽化や狭隘化が著しく、来庁者の駐車場も満足に確保できない状況であるとのことである。

1回目の市長答弁

富士山が世界遺産に登録され、今後国際的観光地として警察事象の増加も見込まれること等の理由から、新たに富士吉田市旭1丁目の市道新倉南線沿線を移転候補地に選定したものと認識している。

このことに関しては、昭和25年6月及び9月定例会初日の議員協議会において、市有地を警察署用地として提示することについて、御報告をさせていただいたところである。

開署に至るスケジュールについては、本年度は、用地測量、不動産鑑定を行っているところであり、順次用地交渉、用地取得等を行

っていくものと伺っている。具体的な開署年度については、数年を要するものと伺っている。

2回目の質問

ただいま、市長から数年後に開署できるとの御見解をいただいたが、富士吉田市としても、できる限り協力していただき、極力円滑に、また早期に移転ができるようお願いしたいと考えている。

そこで、市長にお伺いするが、新しく建設される警察署にどのようなことを期待されるか、あらためて市長の考えをお伺いする。

2回目の市長答弁

富士北麓地域は、周知のとおり、東海地震や富士山の火山災害といった大規模災害が想定される地域であることから、大規模災害に対応するため、老朽化した建物を現在の建築基準に適合した建物に建て替えることにより、災害時においても、警察業務がしつかり機能することができると考えている。

近年の複雑多様化する犯罪、事件、事故を背景に、富士吉田警察署の体制も、昭和46年建設当時の警察官90人体制から、現在は120人体制になっていると聞いている。

また、桑原議員御発言のとおり、富士山が世界遺産

に登録されたことに伴い、国内外から多くの観光客などがこの地域を訪れることにより、警察事象が増加することも想定される。建物の狭隘化が解消され、これらの環境の変化にも的確に対応できるものと考えている。

さらに、新倉河口湖トンネル及び市道新倉南線の開通により、観光シーズンの渋滞時においても機動的に対処できることなどが期待される。

したがって、富士吉田警察署の新築移転が円滑にできるよう、本市としても、最大限協力して参る。

虹ヶ丘一帯の避難マニュアルについて

1回目の質問

今年2月の雪害は記憶に新しい所である。

また先般、8月19日深夜から20日未明に広島県を襲ったゲリラ豪雨による土砂災害等、日本を取り巻く異常気象は何処で災害が起こるかわからないのが実情である。

とりわけ、富士吉田市内には、急傾斜崩壊危険箇所が40ヶ所以上あると聞いている。山梨県は、その中で優先順位として大明見平山グラウンド西側の法面工事を次年度から行うための第



1回説明会が開かれた所である。その直下には老人福祉施設、更には県道山中湖忍野富士吉田線が通っており、その道下には虹ヶ丘団地がある。

私は、大明見の住民の一人として、虹ヶ丘一帯の安心安全を願わざるにはいられない。そのためには、降雨量に対しての避難勧告、避難指示、避難命令のマニュアル対策が急がれる所であるが、執行者の考えをお聞かせ願う。

1回目の市長答弁

災害が予測される場合の避難勧告・避難指示については、土砂災害から生命や財産を守るための初動の指針となるものであり、災害対策基本法の規定により、市町村長において、災害が

発生するおそれがある場合等に特に必要と認める地域の居住者に対し、発令するものである。

住民の生命や財産を保護するために、行うべき私の責務は、住民一人ひとりが避難行動を素早く取ることができる知識と情報を提供することである。

したがって、2月の雪害を教訓とし、災害発生時における初動体制のあり方の重要性、特に自助・共助の重要性は周知の事実であることから、今後においても、防災出前講座などあらゆる機会を通して、その初動体制の指針となる有効な防災情報をお伝えするとともに、土砂災害に関する知識の啓発普及等にも努めて参る。

また、避難勧告等の判断・

伝達マニユアルについては、「避難は災害から生命を守るための行動であることを再認識すること」、「避難勧告等は、空振りを恐れず、早めに発令すること」などの点を柱に検討していたが、本年、内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニユアル作成ガイドライン」が見直されたことから、現在、このガイドラインを踏まえて、避難勧告及び避難指示の判断基準の具体的な設定を盛り込み、虹ヶ丘一帯はもとより、市域全体を対象にした、より精度の高い避難勧告等の判断・伝達マニユアルの策定に着手しているところである。

2回目の質問

本市に於いても、避難マニユアルの作制を検討していたが、本年、内閣府から避難勧告等の判断、伝達マニユアル作制ガイドラインが見直されたことから、このガイドラインを踏まえて、避難勧告及び避難指示の判断基準の具体的な設定を盛り込み、市全体を対象にしたより精度の高い避難勧告等の判断、伝達マニユアルの策定に着手しているとの答弁を頂いたが、本市の地形は山に囲まれており、高低差が約100m位ある。

特に虹ヶ丘一帯は、今年5月2日に市長が建設を中止した大明見古宮線と隣接する急傾斜地で、更に軟弱

な地盤に約40世帯以上が住んでいる。昨今のゲリラ豪雨が、今日、明日に襲ってくるかわからない。

私は、この地域に合った避難マニユアルを策定し、避難訓練をすべきであると考え、執行者の考えをお聞かせ願う。

2回目の市長答弁

虹ヶ丘一帯の避難マニユアル及び避難訓練についてであるが、自主避難や避難勧告等に基づく避難行動の指針となる避難マニユアルについては、その地域の様々な状況を熟知している地域住民と行政が協働して策定し、それを踏まえて、避難訓練を実施し、検証することが大変重要であると考えている。

したがって、今後、防災出前講座等を通して必要な情報の提供に努め、地域住民と共に実効性の高い避難マニユアルづくりを進めて参る。

(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジ完成後の東部地区観光資源の整備と明見東通り線の渋滞解消対策について

1回目の質問

平成28年度末に(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジが完成すると、

東部地区も観光バス等が往來する様になる。

この機会を捉えて杓子山観光協会は杓子山、権現山はあじさい会、神社は奉賛会、背戸山は歴代の自治会の役員が山道を整備したり、林の下刈り、更には植栽をして、ハイキングコースや富士山のビュースポットになりうる場所作りに励んでいるところである。

今後には、行政の力を借りて観光資源の整備を進めたいと思うので、執行者側の考えをお聞かせ願う。

また、現在の明見東通り線は朝夕通勤時間帯に、主にフアナックに通勤する車の多い事。ひどい日には砂原橋東交差点から大明見背戸山トンネル迄約2kmにわたって人が道路を横断する事が出来ない。

今後(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジが完成し、大明見下の水線が連結すると今日以上の渋滞が予想される。その原因となつているのが砂原橋東交差点と職業訓練校前の交差点であり、信号が変わって先頭車両が右折する場合1台も通過出来ないのが実情である。

本件は平成4年3月、大明見財産区、大明見連合自治会長との確認書の要望事項であり、今日迄実現に至っていないので答弁の程、宜しく願いたい。

1回目の市長答弁

桑原議員御発言のとおり、(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジが供用開始されると、杓子山をはじめ東部地区には、これまで以上に多くの観光客が訪れることと思われる。

特に、杓子山については、本市のトレッキングコースとして観光マップをはじめ様々な媒体を利用して紹介しているところである。

また、これまでも地元の皆様への御理解、御協力をいただく中で杓子山の案内看板の整備などを行い、さらに今年度においても山頂の景観整備に対し、支援して参る。

このように、杓子山は、本市の観光を発信する有力な場所であるとともに、多くの方々を迎え入れる魅力を秘めた地域であるので、今後についても、地元の皆様と協議・検討する中で、引き続き整備について、積極的に支援して参る。

次に、砂原橋東交差点及び職業訓練校前交差点の改善についてであるが、市道明見東通り線が平成元年に県道認定された結果、山梨県が管理すべき路線に位置づけられてきた。

その後、県道山中湖忍野富士吉田線の整備完了に伴い、平成21年度に県道認定が廃止されたことにより、本市が管理すべき路線とな

っている。

砂原橋東交差点だけでなく、職業訓練校前交差点を含めた交差点改良については、平成25年度に地元大明見連合自治会より改めて陳情を受けたところである。

本年7月に2箇所の交差点改良の予備設計を行い、桑原議員御発言の課題解消に向け、複数の改良案を検討しており、今後は、交差点改良の方向性を決定して参る。

併せて、国、山梨県の補助制度の活用を検討し、出来る限り早期に交通渋滞の解消を図って参る。

2回目の質問

杓子山については積極的に支援して頂けるとの答弁を頂き、感謝申し上げます。

また、明見東通り線であるが、複数の改良案を検討し、関係機関の補助制度を活用し、出来る限り早期に交通渋滞の解消を図って参るとの答弁を頂き、大明見区民はもとより、東部地区の住民は大変喜ばしい限りである。

1回目の質問で申し上げた背戸山については、歴代の自治会の役員の方々が、10年以上に渡って整備を続けています。

この場所は過去には、富士吉田市の広報紙等、幾度となく掲載された事が記憶に残っている。富士山を真正面に見られ、ビュースポ

ットとして新倉山浅間公園と比較して優劣をつけ難い場所であり、写真家が多く訪れているので、整備を加えるべきであると思うが、御答弁の程よろしく御願います。

2回目の市長答弁

背戸山の整備については、これまで地元に対して支援を行ってきたが、地元住民の皆様から整備に対する声も多くいただいていることから、今後においても、地元住民の皆様への御理解・御協力をいただきながら、協議、検討する中で、更なる支援を行って参る。



全文については、次期定例会（12月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

9月

奥脇 和一 議員



富士山の火山防 災対策について

1 回目の質問

昨年の6月22日、富士山は自らの持つ芸術の源泉、信仰の対象という点が高く評価され、世界文化遺産として登録がなされ、名実ともに世界の遺産として、多くの構成資産を含めて、その存在価値が世界中に発信されている。

しかしながら、富士山は世界遺産という顔がある一方で活火山という、もう一つの顔も持ち合せている。1707年の宝永の大噴火後300年以上、噴火活動は見られていないが、平成12年10月から平成13年5月にかけて、低周波地震が多

発するなど、改めて、富士山が活火山であることが再認識された。

富士山噴火の可能性については、近年、メディアでも頻繁に取り上げられており、また、専門家によれば、富士山はいつ噴火してもおかしくない活火山であると評されていることから、世界遺産に登録となった今こそ、このまちに暮らす一住民として、「活火山」たる富士山について、さらに深く考え、また将来の富士山噴火に備えた防災対策についても併せて考えていく必要性を痛感しているところである。

災害の初動体制としては、自助共助が非常に重要になるが、公助を担う行政には、富士山噴火に備えて、減災のための円滑な防災施策の推進と住民や観光客の避難対策を迅速かつ適切に講じておく責務があると思う。

また、現在、進めている噴火対策の現状と課題を確認する中で、各種施策が効果的に機能するように平時から備えておくことも肝要

であると思う。
私は、平成23年12月定例会において、富士山の火山防災について一般質問を行なった経緯があるが、世界文化遺産の登録を踏まえ、富士山の火山防災対策について、市長はどのような考えをお持ちか、見解をお伺いする。

1 回目の市長答弁
富士山の火山防災対策に対する考え方については、その影響する範囲が広域にわたるため、国、山梨県及び関連する自治体と連携する中で、広範囲の防災対策が必要となる。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、自主防災会の活動も活発化し、市民の皆様の防災意識も高まりつつある中、今後、その発生が危惧されている東海地震や富士山噴火等の自然災害に対する備えが急務であると考えており、このためには、住民一人ひとりがこれまで以上に防災・減災に関する意識を高めるとともに、平時より災害が発生した時の行動について、より一層の理解を得ておくことが重要であると考えている。
私も奥脇議員御発言のとおり、世界遺産に登録となった今こそ、「活火山」たる富士山について、また、富士山噴火に備えた防災対策について、さらに深く考

えることが肝要であると考えている。

今後においては、溶岩流、火砕流及び降灰などの火山現象から生命や財産を守ることを主眼に置き、まずは、市民の皆様に富士山噴火に對して、よりリアリティを持っていただけるように啓発活動に力を注いで参る。

また、その影響が最も懸念される溶岩流については、噴火口の位置や溶岩流の到達が想定される時間等により、避難の時期や避難場所が異なってくるが、長期的避難も視野に入れた、より具体的な避難計画の策定について、国や避難先を調整する役目を担う山梨県に対して、地元自治体の意見を取り入れる場を設けるなど速やかに対応するよう強く要望して参るとともに、本市としても独自の避難計画を策定して参る。

2 回目の質問

富士山の火山防災対策については、一自治体のみでは如何ともしがたく、国、県及び関係町村と連携した広域的な対策が不可欠であることは、私も承知しており、その中で富士吉田市がなすべきこととして、先ずは富士山の火山防災に対する住民の防災意識を向上させることが重要であると考

えているので、市長には、その普及啓発について、さらなるお力を注いでいただ

けることを期待しているが、何か具体的な施策があったら、お聞かせ願う。

観光客及び登山者の避難対策、特に昨今は外国人観光客も増えていることから、その対策も含めて国、県及び関係町村と連携し、例えば、防災訓練等を実施する中で有事に備えておくべきであると考えている。

そこで、本市を訪れる多くの観光客及び登山者、さらには海外からお越しの外国人観光客などの避難対策について、市長は、どのような考えをお持ちなのかお聞かせ願う。

2 回目の市長答弁

富士山火山防災に対する防災意識の普及啓発については、これまでにも富士山八ザードマップの配布、富士山噴火に関する研修・講演会の開催、富士山教育の一環として小・中学生などに対する火山防災等に関する授業の実施、自治会や自主防災会への出前講座など、様々な機会を通じて、火山防災に対する備えの大切さを啓発してきており、今後においても、さらに積極的に進めて参る。

次に、観光客や登山者の避難対策についてであるが、世界遺産登録元年である昨年に比べ、本市を訪れる観光客の数もますます増えている状況であることから、いわゆる、災害弱者とされ

る観光客や登山者の避難対策を講じることが富士山のまちを標榜する本市の責務であると認識している。

今後においては、富士山噴火に遭遇した観光客や登山者、特に外国人に對しましては、現在、導入を検討しているコミュニケーションFMなど新たな伝達手段を用いて、より効果のある情報提供方法を検討するとともに、避難計画を策定し、より実践的な訓練なども実施して参る。

富士山駅を利用 する観光客への対応について

1 回目の質問

富士山の世界遺産登録を契機に、構成資産である本市の北口本宮富士浅間神社や旧外川家住宅には多くの観光客が訪れるようになってきた。

そのような中、旧外川家住宅をはじめとする御師の街並みを見ながら北口本宮富士浅間神社までを回遊する「おし街さんぽ」を推進しており、多くの参加者を得ているところである。

その他にも、「麓からの登山」を推進している。市の富士登山のガイドマップには古道として麓から唯一、山頂まで歩いて登れる吉田口登山道を紹介しており、その出発点を金鳥居として

いる。

この金鳥居については、富士山の神聖な世界と俗界の境界として富士登山のまちを象徴し親しまれている鳥居として紹介し、登山ルートは富士山駅を北側に下ってスタートし、通称並木通りを通して金鳥居をくぐる設定として紹介している。

このように、市が推進している「おし街さんぽ」や「麓からの登山」においては、『金鳥居をくぐる』ことを大変重要なこととして位置づけている。

しかしながら、富士山駅を利用して歩いた観光客は、富士山駅を東側に出て金鳥居公園の横道を通って富士道に出ており、金鳥居を見るだけで、くぐることなく富士山方面に向かっていくのが実情である。

こうした中、私は、市民や観光客に富士山信仰など歴史や文化を正しく認識して行動していただくためにも、富士山駅から歩いて観光する方々を富士山駅の鳥居をくぐらせ、松山方面に下ろし、並木通りを通して、富士道の金鳥居をくぐらせる仕掛けが必要であると考える。

このことにより、富士山駅を基点にした観光施策のより一層の推進が図られるとともに、富士山駅前広場や、一時賑わいのあった並木通り周辺地区の活性化、御師の町並みの北の玄関口

として整備が予定されている中曽根地区との連動にもつながると考えるが、市長の考え方を伺いたい。

次に、富士山駅は富士山の世界遺産登録を契機に、これまで以上に多くの観光客に利用されていると伺っているが、駅のエリア内には市の観光案内所が設置されている。

観光案内所は、本市を訪れる観光客を市内各所の観光名所に誘導する役割を担っており、ホームページなどでの観光情報を手厚しく、若い高齢者の方々などには、パンフレットや地図などを示して、直接、案内ができるなど大変役割の高い施設であり、その重要性は益々高くなっている。

しかしながら、市の観光案内所は富士山駅のエリア内にあるとはいえず、奥まっている場所に設置されており、多くの方々からは場所が分かりづらい、利用しにくいなどの声が聞こえてきている。

そこで、富士山駅を利用する観光客が多くなる中で、現在の本市の観光案内所はどのように利用されているのか伺う。

また、観光案内所の活用については、どのように考えているのか伺いたい。

1 回目の市長答弁

まず、金鳥居をくぐらせる仕掛けについてであるが、

富士山が世界遺産に登録されたことから、本市においては、この富士山の世界遺産登録を地域活性化や地域振興などに結び付けるための絶好の機会と捉え、様々な施策や事業を推進している。

今後においても、富士山駅から歩いて観光する方々には、観光案内所や金鳥居インフォメーションセンター等を通じて、金鳥居をくぐることに富士山信仰など歴史や文化を実感していただくための第一歩であることと丁寧案内して参る。

また、国道138号拡幅事業に伴う「周辺地域まちづくり検討委員会」においても、富士山駅周辺のまちづくりについては、金鳥居をくぐり、富士山信仰など歴史や文化などを感じ取れる動線などに配慮して検討して参りたいと考えている。

さらに、国道137号並木通りについては、昨年度、山梨県において歩道の改修工事が完了しており、中曽根地区において進められている金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業並びにまちづくり事業と連動して、より金鳥居を意識して整備ができるよう山梨県や関係機関、地元の皆様方に働きかけを行って参りたいと考えている。

次に、市の観光案内所の利用状況や活用の考え方についてであるが、本市の観

光案内所は富士山駅の中にあるとはいえず、奥まっている場所に設置されており、このため、利用者からは場所が分かりづらいとの御指摘をいただいている。

このため、誘導サインを新設・増設するなど、富士山駅の利用者が観光案内所に行きやすいように努めているが、その利用状況については、富士山世界遺産効果などにより、外国人の利用者が増えているものの、まだまだ不十分であると考

このことから、「おもてな市富士吉田」の最初の顔として、観光案内所については、本市を訪れる観光客を富士山や御師の町への誘導だけでなく、市内各所に誘導する役割を担っており、特にホームページなどでの観光情報を手厚しく、若い高齢者の方々などには、パンフレットや地図などを示して、直接、案内ができるなど、その重要性は益々高まっていると認識していること

から、他の場所への移動も視野に入れ、検討して参る。

2 回目の質問

「金鳥居」は今では富士吉田市のランドマークとなっており、車で走り抜けられますが、かつてはここを歩いてくると富士山信仰の世界へと足を踏み入れることになるという、神聖な

存在であったとすのである。そこで、富士山信仰など歴史や文化を実感していただくためにも、金鳥居をくぐらせる仕掛けをもう少し具体的に伺いたい。

次に、市の観光案内所の利用状況や活用の考え方について答弁をいただいたが市長も不十分であると認識されているとあり、本市の観光案内所は富士山駅の奥まっている場所に設置されており、いくら誘導サインを新設・増設するなどにより観光案内所に行きやすいように努めているとはいえず、十分に活用できていない。

私は、観光案内所を今の場所ではなく、駅前広場内や富士山駅を北側に下った場所に設置し、観光客に並木通りを通して金鳥居をくぐらせる仕掛けができる場所に設置できないか検討していただきたく考えているが、市長のお考えを伺いたい。

2 回目の市長答弁

金鳥居をくぐらせる具体的な仕掛けについてであるが、富士山駅から歩いて観光する方々には、金鳥居をくぐることに富士山信仰など歴史や文化を実感していただくための第一歩であることを丁寧に案内するとともに、「おし街さんぽ」や「麓からの登山」をはじめとする本市の観光パンフ

レットやホームページなどにより金鳥居が建立された歴史などをさらにPRして参る。

国道138号拡幅事業や金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業に伴うまちづくりの検討においても、歴史や文化のある金鳥居や、その足元にある「道しるべ」などを際立たせ、これまで以上に市民の皆様はもとより、観光客が関心を持って訪れていただけるような歴史や文化を感じることができると、他の場所への移動も視野に入れ検討して参る。

次に、観光案内所の設置場所についてであるが、現在の観光案内所は富士山駅の奥まっている場所に設置されていることから、観光案内所の役割の重要性を考えると、他の場所への移動も視野に入れ検討して参る。

この検討においては、奥脇議員御提言の駅前広場内や富士山駅を北側に下った場所への設置も含めて、今後、立地条件、立地場所、富士山駅周辺の活性化、観光案内所の機能強化、利用者の利便性などを現状と比較する中で総合的に検討して参る。



全文については、次期定例会（12月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

9月

前田 厚子 議員



人口減少の中での子育て支援対策について

1回目の質問

今年の5月8日、民間の有識者らで構成される日本創成会議が、2040年までに全国の約半数(89.6%)の自治体で人口が若年女性の20歳から39歳は半数以下になるとの推計を発表した。8月5日の山梨日日新聞の1面にも県の人口は年五千人ペースで減少、更に年内にも84万人割れかと大きな見出しが載っていた。では、富士吉田市はどうかという、2014年の総人口は5万1469人、しかし、2040年の総人口は、3万5759人と推

計されている。

そのうちの若年女性の人口は、現在5360人。これが2040年には、46.5%の減で2865人になつていくと推計されている。また、少子化も待ったなしである。

1990年に15万5849人だった15歳未満の子どもの数は2010年には、わずかに20年で11万5337人と26.0%も減少している。

そこで、「人口減少の中での子育て支援対策について」2点お尋ねする。

1点目、「不育症の治療への公費助成について」お聞きするが、人口減少の中での子育て支援対策として、不妊症の治療への公費助成をまずあげる。

不育症とは、妊娠するが流産や死産を2回以上連続して繰り返す、結果的に子どもを持っていない状態をいいますが、不育症で悩んでいる方々は流産を繰り返して精神的に落ち込んだり、出産にも多額の費用が検査や治療にかかり、経済的に大変な

状況だと聞いている。

当市でも、新たな命を授かるための関連施策として不妊治療である子宝応援医療費助成事業がある。

是非、不妊治療と共に不育症の治療への公費助成を当市の魅力ある施策の一つとして考えていただけないか、市長の考えをお聞かせ願う。

2点目、「県外での妊婦健診の受診助成券の利用について」お聞きするが、平成21年4月より妊婦健診の公費負担制度で受診助成券が14回分に拡充された。

県外から里帰りして出産する方、また山梨県から県外の実家に戻って出産をする方は、その時の妊婦健診の費用をいったん立て替えて支払って、後日居住地の市町村で支払われるという償還払いとなった。

また、富士吉田市で里帰り出産をされた方が妊婦健診では無く、出産の後、子どもの予防注射に行くのが出産に加えて、ミルクや紙オムツが思った以上に費用がかかり、その上、予防接種まで一旦立て替えては生活出来ないかと嘆いている若いお母さんに会ったが、手持ちの妊婦健診の受診助成券は利用できないものかとお声をいただいた。

そこで、妊婦健診の受診助成券だが、県外の自治体や医療機関と連携をとり、助成券が使えるようにして

いただけないか。

対象者は、年間にしても何人もいないと思うが、こうした要望にも耳を傾ける時がきたのではないかとと思うが、考えをお聞かせ願う。

1回目の市長答弁

1点目の不育症の治療への公費助成については、現在厚生労働省で研究を行っているところであるが、リスクとなる要因が複雑で治療方針や検査方法も研究段階であることから、保険適用外の自費診療となっており、不育症の方にとっては大きな負担となっている。さらには、不育症に関する専門医の数も全国的に不足しているという課題もある。

また、現段階での有効な治療法として、カウンセリングを受けることで次回の妊娠成功率を高めることが判ってきており、国ではこのカウンセリングに重点を置いていくものの、回数を重ねることが必要であり、高額な費用を必要とする状況でもある。

そこで、本市としては、現在計画している産前産後ケアセンターに精神的ケアを行うための心理士や、助産師などの専門家を配置する中で不育症に悩む方々に対しカウンセリング等の相談業務を実施して参りたいと考えている。

また、公費助成については国の動向を注視し、不妊治療の助成と併せて、今後調査、検討をして参る。

市民生活部長答弁

2点目の「県外での妊婦健診の受診助成券の利用について」だが、本市では、妊婦健診の受診助成券は妊娠中の健康管理として現在14枚を配布している。

妊婦の方が里帰り出産をされる場合、以前は出産医療機関との委託契約にて受診助成券を利用できるようにしてきたが、受診助成券の事務の煩雑さ等により委託契約を受けない医療機関が多いことから、償還払いを導入したものであり、今後においても償還払い制度を継続して参る。

また、里帰り出産をした場合の定期予防接種や新生児訪問、乳児健診等については、里帰り先の医療機関や自治体へ依頼し、本市の母子保健サービスが里帰り先でも受けられるようにしている。

さらに、本市に里帰りしている場合においても、その母子の居住地の自治体等からの依頼により新生児訪問等のサービスを提供している。

2回目の質問

不育症に対して、今後計画されている産前産後ケアセンターに精神的ケアを行うための心理士や助産師などの専門家を配置して、不育症に悩む方々に対しカウンセリング等相談業務を実施して参るとのことである。

そこで、市としても、もっと周知の方法を考えていただけないか。

また、不育症の治療は、まずカウンセリングを重ねていくことが治療の始まりであり、この治療にも高額な医療費がかかるので、それが市でできるならば本当に嬉しい、待ち望んでいた施策になると思う。

また、不育症の治療に有効とされる血液凝固を防ぐ自己注射薬(ヘパリン注射)も2012年から保険適用になった。

そこで再度お聞きするが、治療費が高額だったため病院になかなか行けなかった方々の負担を少しでも軽くしていただければ、不育症の治療費を公費助成にしたいだけないか、市の考えをお聞かせ願う。

2回目の市長答弁

不育症に対する公費助成についてはあるが、不妊治療の助成との関連を視野に入れ、今後、調査・検討して参る。

市民生活部長答弁

不育症に対する相談業務の周知の方法については、相談業務の周知については、現在も本市では保健師等が相談を受けているので、産前産後からの一貫したケアの重要性に鑑み、今後、広報紙、ホームページ及びデジタル放送にて市民の皆様

重度心身障害者医療費助成の新制度開始について

1回目の質問

今年度の11月より、現在の医療費を窓口無料方式から自動還付方式に変わる新制度がスタートする。

障がいの子どもを持つお母さん方から、15歳までの健常児の医療費が窓口無料なのに、障がいのある私達の子どもの医療費は、なぜ一旦窓口で支払いをしなくてはいけないのか、以前のように窓口無料に戻して欲しいとの多くの声をいただいた。

ルティンが多額になつていくことであつたが、その高額なペナルティが他の政策実行に大きな足かせであつた。そして、その財源は全て県民・市民の皆さまの税金であり、使い方としては更なる工夫が必要と判断されたようである。

1回目の市長答弁

本制度については、山梨県の積極的、かつ、先進的な福祉支援策として平成20年度から実施して参つたが、制度継続には今後も負担する医療費や厳しい財政状況等を勘案する中で山梨県が制度の見直しを決定したものである。

助成方法の見直しにより、重度心身障害者医療費助成制度受給者の皆様方には、手続き上大変御不便をおかけするが、医療費助成本来の目的にしましては何ら変わるものではない。

市民生活部長答弁

1点目の「重度心身障害者医療費助成制度」の医療費窓口無料方式に伴うペナルティについては、国は医療費助成の方法として窓口無料方式での助成を認めておらず、この窓口無料方式で医療費を助成した場合には「国民健康保険医療費国庫負担金等」を減額するというのが山梨県及び県下市町村に科されたペナ

ルティンである。

これは、市町村が窓口無料方式により医療費を助成すると、国は医療機関を受診する患者数が増えることと積し、これにより増加した医療費に対して国が負担を行うことは、自ら設計した保険制度に抛らない事例を容認するという矛盾が生じること、さらには、窓口無料方式を実施していない市町村との均衡が図られないことなどによるものである。

また、本市のペナルティの金額については、平成20年度は2880万円、平成21年度は4226万円、平成22年度は4327万円、平成23年度は5004万円、平成24年度は5193万円、平成25年度については5262万円である。

2点目のペナルティ分の使い道については、平成24年度から障害者施策を充実するため、軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成事業を前倒しして実施しており、さらには、富士・東部地域における小児リハビリテーションの充実を図るため、富士河口湖町の富士ふれあいの村敷地内に診療所を整備しており、平成27年4月の開設を目指しているところでもある。

次に、3点目の医療費を貸し出しする制度については、受診予定の前々月から

前月10日までに受診に必要と思われる医療費を市町村に申請することで、山梨県が貸与に関する交付決定を行い、前月25日に医療費予定額が申請者に振り込まれる方式となっており、この手続きを受診予定月ごとに行うことにより、医療費の資金繰りを心配せず、安心して受診できる制度となっている。また、申請窓口を市町村が担うことで申請者の利便性にも配慮している。

この貸し出し制度の返済方法については、医療機関の受診日からおよそ3か月後に市町村が助成する医療費分を返済に充当する制度となっている。

本市においても、ペナルティ廃止については継続的に粘り強く要望して参る。

2回目の質問

1点目、新制度は11月より開始されるが、今後を考えた時に一番大きな問題はペナルティという理解しがたい仕組みだと思つた。

他の市町村では既にこの国のペナルティの廃止を市として県へ要望しているところもある。

このような根本的な解決策を当市でも考えていく必要があると思つたが、市の考えをお聞かせ願う。

2点目、ペナルティの使い道に関してだが、やはり障がい者の思いを一番に考えていただきたいと思つた。

また、これからの障害福祉行政を支えていくために

聴く機会をもつていくべきだと思つたが、いかがか、市の考えをお聞かせ願う。

1回目の市民生活部長答弁

根本的な解決策の検討についてであるが、本市においても国のペナルティを廃止するよう、毎年、山梨県市長会を通して山梨県に要望をしているところであり、また、山梨県は単独で国に対し、ペナルティの廃止について働きかけを行い、さらには、全国知事会などを通じて、再三にわたる積極的に働きかけを行っているところである。

本市においても、ペナルティ廃止については継続的に粘り強く要望して参る。

次に、当事者の声を聴く機会についてであるが、富士北麓圏域の一市二町三村において、障害者等が安心して生活できる支援体制の構築を目指し、福祉、医療等の課題について協議をする「富士北麓圏域障害者自立支援協議会」を設置し、障害者団体からの御意見を行政に反映すべく対応しているところである。

また、各障害者団体が開催する総会に職員が参加することにより、御意見・御要望を伺うことができるので、これらの御意見等を行行政策に反映できるよう努力して参る。

全文については、次期定例会（12月）より、市立図書館および市議会図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

9月

佐藤 秀明 議員



登山道の整備について

1回目の質問

2013年6月22日、富士山の世界遺産は認められたが、それは条件付きであった。2016年2月1日までには報告をしなければならぬ。それらの問題を解決して名実ともに世界遺産になることを願うものだが、そのためにその条件とはどのようなもので、それらの条件をどのように改善する予定か。

浅間神社から馬返しまでの遊歩道は、舗装された登山道より歩きづらく、歩く人は少ない。馬返しまでの遊歩道は、舗装された登山道と平行して作られているが、この2つの道をどのように使い分け、整備、活用する予定なのかお聞きする。

「富士吉田観光振興サーブス」が運営している中ノ茶屋は開業後1年半以上経過し、2回も観光シーズンを経験した現在、その運営状況はどのような状態かお伺いする。

また、富士河口湖町の富士桜祭りの賑わいと中の茶屋の賑わいを比較して、その立ち遅れが目につく。賑わいを呼びためにはどのような組み合わせが必要かと思ふ。

富士浅間神社から五合目までの登山道は、熊野古道に匹敵する魅力ある登山道である。一合目から五合目までに休憩と雨・風をよける無人の東屋風の小屋、周りを下ろせる展望台でもあれば良いと思うが、沿道の整備とPRをどのように考えているか。

平成5年に建設された滝沢林道は、スバルラインと一体化した周遊道路として、また、箱根登山鉄道のような登山鉄道の設置はCO₂による環境汚染の防止としてだけでなく、夏場だけに限定された観光を通年観光と呼び込め、滝沢林道の活用は地元への集客として大切な道路になる。この道路の活用を望むが、当局はどのように考えるか。

馬返しの大文司屋の建物をお休み処として整備して吉田口の麓からの登山道をアピールすることは大切だと思うが、このことについてどのようにお考えなのかお伺いする。

「山頂を目指す登山者の数は既に多すぎる。一挙に多くの登山者が押し寄せ、事故が起こるのではないかと不安である」と言われている。登山者が急増する中で安全対策や環境・景観対策についてどのような取り組みを考えているか。

山梨県も富士吉田市も、登山客を規制する必要があり、富士山を認め、今年から富士山の富士山保全協力金千円を任意で頂上を目指す登山者から徴収することを決めた。

集まった富士山保全協力金の使い道も、登山道が入会地の中であること、山小屋は個人分割利用権に基づいて利用されており、これを考えると、吉田口登山道全体を考えて整備することが必要である。

富士山保全協力金と入会地の関係、アクセスの良さを維持しながら神聖さ、美しさを保つと云う二律背反的な課題にどのように取り組む予定があるか説明をお願いしたい。

提供戦略を策定すること並びに噴火、または火災の発生に備えた危機管理戦略の策定を行うこととなつていく。

これらの改善方法については、現在、山梨・静岡両県において様々な調査研究を行っており、平成27年中に山梨県富士山世界文化遺産保存活用協議会において、山梨県側の保全状況報告書を作成することとなつている。

その後、山梨・静岡両県の富士山世界遺産協議会において全体的な保全状況報告書を作成し、平成28年2月1日までにイコモスに提出することとなつている。

馬返しまでの遊歩道と登山道との使い分け、整備活用については、吉田口登山道は山梨県が整備・管理する県道であり、遊歩道は登山者の安全を考慮する中で、本市が地権者から借用し活用している道である。

遊歩道は環境省や文化庁、林野庁、山梨県、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が関わるので、各関係機関との協議のもと、今後自然遊歩道として活用して参りたい。

産業観光部長答弁

馬返しまでの遊歩道と登山道との使い分け、整備活用については、吉田口登山道は山梨県が整備・管理する県道であり、遊歩道は登山者の安全を考慮する中で、本市が地権者から借用し活用している道である。

遊歩道は環境省や文化庁、林野庁、山梨県、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が関わるので、各関係機関との協議のもと、今後自然遊歩道として活用して参りたい。

中ノ茶屋については、中ノ茶屋の中ノ茶屋の経費は、改修費等も含め約770万円で、経営は赤字であった。本年度においては、少しでも経費の削減を行うため、様々な営業努力をしている。

1回目の市長答弁

世界遺産の条件についてであるが、富士山への来訪者管理戦略を定めること、登山道、山小屋及びトラクタ―道のための総合的な保全手法を定めること、情報

情報発信や市民の憩いの場所として活用して参りたい。なお、富士河口湖町の富士桜祭りとの比較については、中ノ茶屋の周辺は環境省や文化庁、山梨県、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が関わっており、屋台等を容易に設置できる場所ではないので、今後も富士河口湖町との違いのある静かに富士桜を眺め楽しんでいただくイベントとしたいと考えている。

一合目から五合目までの沿道の整備とPRについては、富士山の登山道及びその周辺は山梨県の所有地であるので、今後、山梨県に対し沿道整備を要望して参りたい。

また、PRについては、

富士登山マップやホームページ、その他多くの広報媒体を利用して紹介して参る。

滝沢林道の活用については、富士山保全協力金と入会地の関係、アクセスの良さを維持しながら神聖さ、美しさを保つと云う二律背反的な課題にどのように取り組む予定があるか説明をお願いしたい。

馬返しの大文司屋の整備についてであるが、大文司屋は個人が所有する建物であり、本市が整備することができないものであり、今後も現状のままお借りし、登山者の憩いの場として活用して参りたい。

様々な富士山の安全対策

や環境・景観対策についてであるが、今後、山梨県富士山世界文化遺産保存活用協議会や山梨・静岡両県の富士山世界遺産協議会において検討して参る。

次に、富士山保全協力金についてであるが、今年から導入した富士山保全協力金の使途は五合目以上の安全登山や環境・景観保全に活用することとなつている。

このようなことから、佐藤議員御質問の二律背反的な課題とは全く別のものと考えている。

2回目の質問

協力金の使い方も五合目以上の安全登山や環境・景観保全に使うことが決まっているように言われるが、吉田口登山道にある五合目から八合目までにある山小屋は入会地にある小屋である。この小屋は分割利用権に基づいて借りている小屋である。吉田口登山道の道は入会権のある道である。

この協力金を入会地全体で使うことは当然である。協力金の使い方を見直す考えはないのか。

また、観光客を招くことによつて、環境破壊と環境保全をどのように守っていくのかは大きな問題であり、このことについてどのように考えるかお伺いする。

2回目の市長答弁
まず、富士山保全協力金の使途については山梨・静岡両県において既に決定されているものである。

次に、観光客を招くことへの影響についてであるが、今後、山梨・静岡両県の協議会において作成される保全状況報告書に基づき、保全管理を図って参りたい。

富士山の環境整備整備について

昨年6月に富士山は世界文化遺産の登録がされ1年3ヶ月が経過した。

富士山が世界文化遺産に登録されたということは、この自然を守っていくことが私達に課せられた宿題である。国立自然公園内に産業廃棄物の会社を置くことをどのように考えるか。

今から15年ほど前、上吉田を観光拠点にすべき電線地中化を行った。東京都でもオリンピックまでには地中化をすると公約している。富士吉田市は、観光都市として環境の整備は避けて通ることは出来ない。

改めて市の観光に対する視点から電線地中化を富士吉田市はどのように考えているのかお尋ねする。

1回目の市長答弁

自然公園内での産業廃棄物処理施設の設置については、自然公園法に基づき、自然環境及び景観に対する設置基準が特に厳しく規定されており、これらの基準

を満たす施設のみが山梨県の審査を経て許可されるものである。

電線類地中化については近年の景観への意識の高まりの中、特に世界遺産である富士山を有する本市には景観に配慮した街づくりの観点から極めて有効な手法であると認識している。

現在策定中の「富士吉田市景観計画」において国道、県道をはじめ、市が管理する路線についても電線類の地中化整備に向けての調査・分析を進め、より効果的な景観創出を目指して事業化を促進して参る。

非正規職員の雇用対策と待遇について

1回目の質問

自治体に勤務する臨時、非常勤職員に諸手当を支給することは最近の裁判例からすると適法と言える。

通勤手当、時間外手当、特別手当を含めて、時給、日給、給与の見直しは考えられないか。

公務員の採用は期間の定めのない採用が前提であり、任期付き採用は例外であると思うが、恒常的・本格的な仕事に任期付きの非正規職員を任用することを法は許しているか。

恒常的・本格的な仕事への採用は常勤で、任期のない正職員とすべきではないか。一時的でも臨時的でもない恒常的で本格的業務に一定期間以上にわたって継続

して雇用され、正規職員と同じ仕事をしており、雇用継続に関する期待権が生じているとみなせる非正規職員については、本人の意に反する雇止めをせず、雇止めそのものを規制する必要性があると思うが、当局は雇用の継続についてどのように考えるか。

同一価値同一賃金の原則があり、ILOでは基本的人権の一つとして、批准している。

同一価値同一賃金について、公務員は適用されてないが、パート労働法十二条ではパート労働者を通常の労働者への転換を促進する措置を講じているように、非正規職員を正規公務員に雇用することを制度化する予定はあるか。

富士吉田市は臨時職員の任用に関する規則第二条に当てはまらないで採用している臨時職員はいるか。現在の臨時・非常勤の職員の待遇を改善する方向で検討していくべきだと思いが、当局はどのように考えるか。

1回目の市長答弁
臨時的任用職員についても、正規職員同様に原則的に労働基準法の適用を受けながらも公務員という特殊性に鑑み、一般労働者とは異なった法適用を受けているものと認識している。

現在、本市の正規職員については、行政改革の一環として削減を続けており、私は市長就任以来、一般職の正規職員については、7

年間で21名を削減してきた。非正規職員を正規公務員に登用することの制度公務員法に規定があるが、地方公務員法の規定により、競争及び選考試験の合格者以外の者を正規職員に採用することはできないことから、臨時的任用職員が正規職員を希望するのであれば、何の優遇措置もない中で採用試験に合格する以外の方法はないものである。

総務部長答弁

臨時、非常勤職員の給与の見直しについてであるが、臨時的任用職員の賃金等については、正規職員との均衡を図る中で運用している。

恒常的・本格的な仕事への臨時的任用職員の配置等については、限られた職員数で市民の皆様に必要な行政サービスを提供していくためには法に定められた規定の範囲内で、臨時的任用職員の任用制度を活用していく必要があるものと認識している。

臨時的任用職員の雇用の継続については、地方公務員法では臨時的任用職員の任用期間は一年を限度とする旨が規定されているので、法律の趣旨に基づいた雇用制度としている。

同一価値同一賃金についてであるが、臨時的任用職員の業務は、あくまで正規職員の補完的業務を担っているものであり、業務に対する責任及び意思決定は正

規職員が担っていることから、同一価値同一賃金の適用はあてはまらないものと考えている。

臨時的任用職員の任用手続きについては、富士吉田市臨時職員の任用に関する規則に基づき任用している。

臨時・非常勤の職員の待遇改善についてであるが、現在の給与・勤務条件等の検証を行う中で、その必要性について検討して参る。

2回目の質問

非正規職員の待遇について、「正規職員との均衡を図る」と言われるが、正規職員と比較しているのではなく、絶対的に少ない賃金で働いている非正規職員の給料を含め待遇を改善することを考えるべきだと言っていることである。このことについてどのように考えるのか再度お尋ねする。

また、地方公務員法第十二条の二項で雇用は1年が限度とされているが、長年勤めている方もいる。この場合どのような措置がされて臨時職員を長期にわたって採用しているのか。

また、正職員は21名削減されたが、その間、臨時職員は何名増えたか。また、富士吉田市では臨時職員採用に当たって、富士吉田市臨時職員の任用に関する規則により採用を行っているが、この規則の第二条に当てはまらないで採用されている臨時職員はいるか、いないかを尋ねているのであり、規則に基づいて採用するのは当然である。

また、雇用は1年間であると言ったことは安定した職場でなく、不安定雇用の連続であり、この解決に対し

どのように考えるか。

2回目の総務部長答弁

まず、臨時的任用職員の給料を含めた待遇改善についてであるが、当然のこととして正規職員との均衡を図る必要がある。さらには、その時の社会状況、他自治体、山梨県が定める賃金基準との均衡も考慮する中で検討を行っている。

次に、臨時的任用職員を長期にわたって採用している措置については、地方公務員法に基づき任用期間を定め雇用している。

次に、臨時的任用職員の増員数についてであるが、他の多くの自治体と同様に国・県等からの業務の委譲による事務量の飛躍的な増加、障害者の方々の雇用の拡大などにより、十九名増員している。

次に、本市の臨時職員任用規則に適合しない臨時的任用職員の任用の有無についてであるが、先ほどの答弁の繰り返しになるが、当該規則に基づき任用をして

いる。次に、不安定雇用の解決についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、地方公務員法では臨時的任用職員の任用期間は一年を限度とする旨が規定されている。

いずれにしても、臨時的任用職員の任用については法令に様々な規定があるので、これまでと同様にこれらの規定内容や勤務条件等を事前に十分説明した上で、今後においても、規定に沿った運用をして参る。

全文については、次期定例会（12月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

9月

勝俣 米治 議員



「小中学校の連携」及び「小中学校の一貫教育」について

1 回目の質問

近年、小学生から中学生になり、対人関係のつまりまじや多くの交流体験が少ない児童が、小学校教育から中学校教育への円滑な接続ができない「中1ギャップ」が問題となっている。

これらの主な原因は、小学校では、学級担任制として担任の先生がすべての授業を見てくれており、休憩時間や放課後に担任と密接につながっていたものの、中学校では教科担任制となり、そのため先生に質問を

する時間が無いといったような事や学習のつまずき、小学校時点における学習上の諸問題が進学する中学校と十分共有されていない等と言われている。

学習や生活の変化になじみず不登校となり、コミュニケーションが苦手なため小学校時の友人や教師の支えを失う「喪失不安増大型」や、小学校でリーダーとして活躍していた生徒が中学校で居場所を失ってしまう「自己発揮機会喪失ストレス蓄積型」などに二分されるとされている。

さて、新潟県教育委員会では、小・中学校間の円滑な接続に着目して、平成15年度から4年間にわたって、「中1ギャップ」解消に向けて研究事業に取り組んでおり、研究事業においては「中1ギャップ」の要因を明らかにするとともに、中学校区の中学校と小学校を実践研究校として指定し、その要因から示された対応策について実践的に検証している。

その実践研究校からの報告では、専門家を交えた「中1ギャップ解消検討会議」で分析・整理し、「中1ギャップ」解消のための具体的な取り組みのポイント等を「中1ギャップ解消プログラム」としてまとめている。

「中1ギャップ解消プログラム」では、「思春期の繊細な内面へのきめ細かな対応」、「人間関係づくりの能力の育成」、「小・中学校間の緊密な連携体制の確立」の3つの視点から、現行の小中学校制度の中で円滑な接続のために何ができるかを実践研究した成果に基づき、具体的な取り組みを示している。

また、それらの取り組みを各校の実態に合わせて年間指導計画の中に取り入れていくためのポイントも示している。

新潟県内の小・中学校では、このプログラムで示された3つの視点から自校の取り組みを見直し、小・中学校で連携しながら中1ギャップ解消の自校プランを作成して取り組みを推進しており、中1ギャップの解消について成果が上がっていると報告されている。

そこで、このように「中1ギャップ」と言われるような現象が富士吉田市でも起こっているのかお伺いしたい。

もし起こっているとすれば、その対策についてはどのようにされているかお伺いします。また、「中1ギャップ」の解消については、「小中学校の連携」が重要な鍵になると思慮するところであるが、見解をお伺いする。

次に「小中学校の一貫教育」についてお伺いします。先程申し上げた通り、「小中学校の連携」により、「中1ギャップ」をはじめ、多くの教育問題の解消につながり、より良い教育環境を構築することが大変重要である。

そこで、これらをより円滑に運営できるような体制として、「小中一貫教育」が全国各地で展開されている。これらのメリットとしては、小中学校の学びと育ちを義務教育九年の枠で捉え直すことができるという点である。

京都市では、自学自習の学習習慣を身に付けさせながら小学校の学習状況を中学校にスムーズにつなげており、変化の激しいこの時期の子どもの成長過程に合わせ、一人ひとりの子どもに寄り添って、個性、能力を引き出していると聞いている。

また、平成25年10月の朝日新聞において、小中学校が同じ敷地にある9年間を見通したカリキュラムを持つ

100校の調査結果が掲載されていた。それによると94%の学校が学力の向上、中1ギャップの解消、不登校の減少等の面で成果が上がっていると回答している。

また、異学年での交流事業を通し、「中学生が小学生に模範となる姿を示すようになった」、「小学生が中学生にあこがれを持つようになった」という回答も寄せられている。

そこでお伺いすることは、富士吉田市においてはこれからの教育行政の方向性として、「小中一貫教育」への取り組みについてどのようにお考えかお聞かせ願う。

1 回目の教育長答弁
小中学校の連携についてであるが、本市における「中1ギャップ」と言われる現象の有無については、子どもたちの学校への不適合を起す場合、様々な要因が複合的に絡み合っていることが多いため、「中1ギャップ」だけに特化できるものではないものと考えている。

また、その対策についても、個別の事案ごとに複合的な要因があることから、それぞれ適切に対応を行っている。

さらに、入学前には中学校の先生が小学校に出向き、出前授業、中学生生活について、事前説明や部活動体験も行っているところである。

また、「中1ギャップ」解消に向けた、小中学校の連携については、スムーズな連携が行われることにより、様々な事象の解決に繋がるものと認識している。

次に、教育行政の方向性としての「小中一貫教育」への取り組みの考え方についてであるが、勝俣議員御発言のとおり、「小中一貫教育」により、学力向上、不登校等の減少が期待されるところである。

しかしながら、小中一貫教育の推進については、小学校高学年がリーダーとしての役割が発揮できないことや、小中学校の教育課程の系統性の確保、学級担任制と教科担任制の指導におけるメリットやデメリット、教員免許等を含め様々な角度から検討が必要であり、今後、調査研究して参りたいと考えている。

2 回目の質問

1 回目の答弁をお聞きし、富士吉田市には、「中1ギャップ」があるかどうかを含め、明確な答えがなく残念な気持ちである。

全国では、多数の小中一貫教育の事例が実践され、多くの成果が報告されている。

東京・八王子市において、小中一貫教育に関する

基本方針が策定されており、その背景には、小中学校の教員間の指導内容や指導方法に関し相互の理解不足や児童・生徒の情報交換や連携不足、小中学校において指導が途切れること、また、子どもたちが課題として抱えている問題の共有化ができていなかった等が挙げられており、それらを解消する方法として小中一貫教育が実践されている。

そこでお伺いするが、当市においては、先ほど私が述べた様々な事例が起こっていると思いますが本市においてはどのような対応を図っているのか、また、どのように対応していくのか。

次に、小中一貫教育においては、様々な取り組み方法があり、研究開発学校、教育課程特例校の特例処置を受けずに学習指導要領の許容する範囲内で、教育目標や教育課程などを統一し、実施する場合もある。

また、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、教育再生実行会議による議論がなされていることは承知していると思いますが、本年7月、その教育再生実行会議においては、小中一貫教育を制度化し、一貫教育を推進すると提言がなされている。

その前段には「日本が将来にわたって成長発展を続

け、少子化を克服し、国力の源である人材の質と量を充実確保していく必要がある」とされており、「現在の学制をこれからの日本に見合うものになっているのか見直す時である」と記されている。

このように、国においては国家戦略として取り組んでいく姿勢が示されているものであると考えている。

本市においても、少子化は残念ながら進行しており、学校においては空き教室が増加しており、将来人口減少が見込まれている。

本市の将来の発展には、質・量の充実した人材の確保が重要であると考えているが、執行者の見解をお伺いする。

また、小中一貫教育のメリットを生かした施策を行うことにより、本市にとっても日本においても、優秀な人材が輩出できると考えられる。

そこで再度お伺いするが、今後富士吉田市において、小中一貫校への取り組みをどのような考えをもって進めていかれるのか、また方向性はどのようにされているのかをお伺いする。

2 回目の教育長答弁

まず、学校における諸問題への対応についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、出前授業・事前説明・部活動体験を取り入れ

ているところであり、また、小中生徒指導研究会等においては、児童・生徒等の情報交換、事例研究、最新の情報を共有することで対応している。

次に、質・量の充実した人材の確保についてであるが、現行制度においても、本市を担う人材は確保され、また、人材の育成についても充分図られているものと認識している。

次に、小中一貫教育への取組み、方向性についてであるが、教育再生実行会議の提言の中には、「新しい学制制度の構築」、「教員免許改革」、「財源措置」の三点が柱になっており、これらの制度化については、今後、多くの議論が必要になってくるものと思われる。

また、本市の発展を支える様々な資質を持った優秀な人材が輩出できる教育環境の構築もますます重要になってくるものと考えている。

したがって、「小中一貫教育」においては、先ほど答弁申し上げたとおり、メリット・デメリット等をより深く調査・研究する中で、方向性を見極めて参りたいと考えている。



全文については、次期定例会（12月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

9月

渡辺 幸寿 議員



富士吉田市立 小中学校の適正 規模について

1回目の質問

少子高齢化の急激な進行に伴い、児童・生徒の教育環境の整備を図るとして、視点から、学校規模の適正化に向けた様々な取り組みが全国各地で行われている。富士吉田市においても、少子化の進行により、児童・生徒数は緩やかな減少傾向を示しているが、これからの学校規模の適正化を考えた教育環境を整備し、地域の学校として長い間親しまれてきた学校の通学区の見直しや、学校の再編は、より良い教育環境づくりのために今や避けて通ることが

できない課題と思われる。

本市の将来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を整備し、教育効果の向上を図ることを目的にその方向性を探ることが教育の原点と考える。

さて、富士吉田市においては、小学生・中学生計4109名の児童生徒が学んでいる。

本市においても、全国的な少子化の影響を受け今後の入学予定者については、400名を割り込み380名から350名程度になっていくと推計される。

そこでまず、平成26年度の小学校の入学児童数は何人かお聞きする。少子化が極端に進むことにより、学校規模自体が小規模となり、学校経営や教育活動に影響を及ぼさないか非常に危惧しているところでもある。

過去の本市の小中学校の通学区は、歴史的な経緯における地域性・学校規模、適正人数等を考慮して編成してきたと考えるが、今後はどのように考えているのか

お伺いする。

また、現行の学校体制で進んで行くのかどうか、どの位の人数規模が適正と思われるのか、見解をお聞きする。

1回目の教育長答弁

まず、平成26年度の小学校の入学児童数は、432名である。

次に、小学校の通学区域については、歴史的な経緯の中で編成したものはあるが、市街化の広がりが、人口形態の変化を含め、今後調査研究を行っていきたいと考える。

次に、現行の学校体制についてであるが、先ほど答弁申し上げました通学区域の考えと同様に対処していきたいと考えている。

また、適正規模人数については、山梨県小中学校適正規模検討会による報告書にて様々な観点から検討されている。

この中では、児童生徒の学習面、児童生徒の人間関係や教科外活動面、学校経営や学校運営面においてのメリット、デメリットが挙げられている。

本市としても、学校における集団での諸活動を効果的に進めるといふ観点から、学級規模においては、1学年の中において、複数クラスが存在するような学校が望ましいと考えている。

2回目の質問

平成26年度の新入学児童は432名ということであるが、この中で最少人数の学校は何名なのか、その学校が複数のクラス編成が出来るのかお伺いする。

私は、学校の学級規模は、集団での競技や演奏等の教育活動を行なうことができているが、望ましい事と考えているが、この考えに対して見解をお伺いする。

私の地元にある小学校は、富士吉田市はもとより、郡内地域の教育の中において、中心的作用を果たしてきたと、私も含め地元住民は自負しているところであり、特に地域と密接に係っている教育環境こそが重要であると考えており、現行の小学校7校・中学校4校の体制でいくべきと考えるが、どのようにお考えであるか。

次に、先ほど適正規模として見解を示された1学年で複数のクラス編成について、例えば通学区域を再編するなどの方法はいくつあるかと思うが、再編に対してどのように考えているのか、子どもたちが中心である富士吉田市の今後の方向性手法を併せてお伺いする。

2回目の教育長答弁

まず、本年度の新入学児童数の最少人数は、12名であり、クラスの編成については単級である。

次に、望ましい学級規模については、渡辺議員御見解のとおり、意見交換や共同作業等を活用した学習展開ができるような集団での教育活動により、児童・生徒に大きな効果が期待でき、教育的な効果が上がるものと考えている。

次に、現行の学校体制については、現時点においては、現在の体制を維持していきたいと考えている。

次に、複数クラス編成への考え方については、通学区域の再編もその一つであり、そのことも含め協議会等の設置を検討していく。

全国学力テストの成績公表について

1回目の質問

平成26年4月に文部科学省による全国学力テストが小学6年生、中学3年生の全員を対象に実施された。その結果が8月25日に都道府県単位で公表され、山梨県における結果をみると、昨年と同様に中学校の国語以外は、全国平均を下回っているという分析結果が出ている。

この全国学力テストであるが、文部科学省はこれまでも市町村教育委員会による学校別成績の公表を禁止してきたが、平成25年11月に、今年度から解禁となり、更

には都道府県教育委員会も市町村教育委員会の判断があれば公表できると実施要領が変更されている。

山梨県内では、今年から解禁された学校別成績を公表する予定の市町村はないものの、市町村単位の平均正答率の公表を決めている。

富士吉田市においては、何らかの形で公表する方向で検討するとされているが、今後どのように検討を進められるのかお伺いする。

1回目の教育長答弁

市町村別の公表は、昨年変更された実施要領において、公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮し適切なものとなるように行うこととされている。

したがって、本市の子どもたちの学力、生活習慣、学習環境の特徴を、地域や保護者に丁寧に伝えるとともに、学力向上への具体的な方法の提示、また、教育の根底にある「生きる力」を醸成できるような形で公表を検討しているところである。

2回目の質問

ただいま答弁された内容は、何ら具体性に欠けるものである。文部科学省よりの実施要領の内容と県教育長の談話と同じではないか。私が伺いたいのは、市当局として、学力テストに関し、いかに考え、いかにそ

の結果を今後にかかしていかうことである。

当市の子どもの平均値がどのように変わったのか、文部科学省より学力テストの公表が許された中においてどうであったのか知りたいからである。

市町村別公表に対し、どのように検討しているのかまた、学校別はなぜ、できないのか、どう考えているのかお伺いする。

学力テストの公表については、市町村教育委員会の判断によるものと思うがどうであるか。教育委員会には保護者・地域の人たちに説明責任があるものと思うが併せてお伺いする。

山梨県においても、学力テストの低迷に対して、本年2月に山梨教育振興プランを策定し、基本理念として未来を開く山梨の人づくりをあげ進めている。

また、県教育委員会の会議においても「学力向上の取り組みが十分でなかった」と認識され、学力向上に向けて、強化していくと確認されている。

本市においては、学力向上に対しどのような施策が行なわれているのであるか、もしも行なわれていたとすれば、どのような結果が得られてまた、改善がなされているのかお伺いする。

2回目の教育長答弁

まず、市町村別の公表は、

先ほど答弁したとおり、様々な手法を検討し、最終的な判断を決定していきたいと考えている。

次に、学校別の公表については、調査により測定できるのは学力の一部分だけであり、本来の目的からかけ離れた序列化や、過度な競争が生じるおそれがあるため、現時点においては公表しない判断をしたところである。

次に、学力テストの公表及び説明責任については、公表の判断は教育委員会にあり、説明責任においても同様である。

次に、本市の学力向上の施策については、従前より取り組んでいるところである。特に、平成23年度からは、学力向上プログラム推進事業として、教師の指導方法の向上や、家庭学習の手引きを作成するなど推進を図っている。

また、標準学力検査を実施し、各児童・生徒の学力の特徴を把握し、その対策を行っているところである。

しかしながら、教育とは短期間で成果が得るものではなく、長い期間継続することにより、その成果が現われてくるものと考えている。いずれにしても、子どもたちが夢と希望を持ち続けられるような教育施策をこれからも継続実施していく。

道路整備計画の進捗状況について

1回目の質問

市道新倉南線の開通に伴う影響等についてであるが、市道新倉南線の工事の進捗状況及び本市の道路整備計画の策定状況についてお伺いする。

「仮称新倉トンネル」は、山梨県が名称を決定する過程において、幾多の経緯を経て、正式名称が「新倉・河口湖トンネル」に決定したと聞き及んでいるが、その経過をお聞きする。

「仮称新倉トンネル」の供用開始は富士北麓地域の新たな幹線道路として期待され、当市の社会経済状況は大きく変化すると予測される。

このような中、用途地域の見直しに併せた道路計画基礎調査も実施され、幹線道路との交通体系が構築された後、本市特有のまちづくりにあった道路整備計画を平成27年度までに作成していただけると、昨年12月の一般質問でご答弁をいただいたが、現時点までの策定における進捗状況をお聞かせいただければと思う。

1回目の市長答弁

まず、(仮称)新倉トンネルの名称は、トンネル坑口の地域の名称である「新倉」



を標記するよう、地元から多くの声が寄せられ、山梨県に対し強く要望した結果、「新倉河口湖トンネル」という名称が決定したところである。

次に、道路整備計画の進捗状況についてであるが、平成25年度より3か年の計画で、富士吉田市都市計画マスタープランの交通体系の整備方針に基づき、上位関連計画や関連法規を整理し、富士吉田市の現状の分析を行い、今後の社会環境変化を予測しながら、富士北麓の広域拠点としての機能を十分に発揮できる道路整備計画の策定に向けて、作業を行っている。

具体的には、平成25年度は整備計画基礎調査として、各種現況把握による課題の抽出と整理作業を実施したところであり、平成26年度は整備方針の策定業務として、計画見直し方針の検討を中心に行っている。

この中には、「新倉河口湖トンネル」及び、市道新倉南線の供用開始に伴う様々な影響についても、重要な

視点として盛り込んでいくところである。

現在、このようなスケジュールに従い作業を進めよう具体的施策立案に充てるため、本市の将来を見据えた道路整備が構築できるよう、平成27年度には道路整備計画を策定する。

2回目の質問

現在より具体的な施策立案にむけて、本市の将来を見据えた道路整備が構築できるよう進めていることに期待している。

その中において、やはり私が気にしている「赤坂小見線」であるが、再三申し上げているように新倉河口湖トンネルが供用開始となれば様々な影響を懸念する。

「赤坂小見線」は、国道と県道に挟まれた広域道路として期待できることから、何か考えなければならぬと思うが、いかが考えるかお伺いする。

2回目の市長答弁

新倉河口湖トンネル及び

市道新倉南線の供用開始後の周辺地域への影響に対する具体的な施策については、現在、道路整備計画を策定しているため御理解をお願いする。

本年度、山梨県に対して「県施策及び予算に関する提言・要望」において、本市の新規事項として、都市計画道路「赤坂小見線」の県道昇格と道路整備事業を要望した。

当該路線は総延長4980mで、赤坂地区の国道137号を起点として、小見地区の県道新田下吉田線を終点とし、途中の下吉田第二小学校西側で市道新倉南線と交差する都市計画道路である。

国道と県道の間であり、今後予想される交通動線の激変に備え、学校周辺部での児童・生徒をはじめ、地域住民の安全確保や富士山噴火災害、東海地震等の大規模災害時の避難・輸送道路の確保等、これらの地域課題の解決を図るとともに、富士北麓における「広域拠点」としての都市機能を高めるものと期待できることから、吉田河口湖バイパスの延伸道路として「赤坂小見線」の県道昇格と道路整備事業について、山梨県に対し引き続き働きかけを行っていきたくと考えている。

全文については、次期定期会（12月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

9月

宮下 豊 議員



防災対策について

1回目の質問

本市は地域防災計画を策定しているが、その運用は基より、土砂災害に強い安心安全な街づくりの観点から、市民の生命、財産を守るべく、防災、減災に向けての具体的対応策についての見解をお伺いする。

また、市営大明見平山グラウンド西側壁面は、国土交通省の補助制度を活用する中で、平山急傾斜地崩壊対策事業として、県が事業主体となり事業実施されると伺っている。そこで事業実施計画日程をより具体的にお聞きする。

1回目の市長答弁

土砂災害における防災・減災に向けての具体的な対応策についてであるが、警戒避難体制を整備するとともに、急傾斜地崩壊対策工事や砂防工事などが重要であると考えており、山梨県に対してはそれらの防災工事の早期実施について強く要望していく。

避難勧告や避難指示の発令にあたっては、より精度の高い避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定に着手しているところである。

災害発生時における初動体制のあり方は、防災出前講座などの機会を通じて、有効な防災情報等をお伝えするとともに、土砂災害に関する知識の啓蒙普及等にも努めていく。

次に、大明見平山地区の急傾斜地崩壊対策事業についてであるが、山梨県が昨年度に国土交通省の事業採択を受け、本年度から平成30年度の5か年で対策事業が計画されている。現在、測量設計等が行われており、設計完了後には整備方針に

ついて地元確認を行い、来年度から4年間で整備を完了する予定と伺っている。

2回目の質問

通称一市二村間道路（県道山中湖忍野富士吉田線）は、生活及び経済道路としての役割を果たしており、重要な幹線道路である。今後、新倉トンネルの開通に伴い、その重要性は更に増大するものと考えられ、特に災害時は緊急避難道路として大変重要な役割を担っている。

パーラーラッキー交差点より忍野村に向かう概ね300mの区間において新設道路が平山沢土石流特別警戒区域に指定されている。

平山沢を含む山体全体の土質が伊豆大島に類似しており、地下水位が高くなる

と深層崩壊を生ずる可能性が十分考えられると本市自らが述べている。

併せて、地元自治会より砂防工事の陳情書が提出され、早2年半が経過したが、いかなる対応策が講じられているのかをお伺いする。

次に、警戒避難体制についてであるが、本市では原則は自主避難だがその際、要配慮者に対してその避難方法についての対応策をお伺いする。

災害対策基本法に基づき、避難勧告や避難指示を発令する際の発令基準と発令のタイミングが極めて重要で

あり、情報が適切に伝達され、速やかに住民が避難されているかが最も重要であるが見解をお伺いする。

併せて、土砂災害の前兆現象について、降雨時調査し、それに基づいた判断が重要であると考えられるが見解をお伺いする。

最後に、大明見平山地区の急傾斜地崩壊対策事業についてであるが、山梨県の迅速な対応に心より敬意と感謝を申し上げるとともに、「災害はいついかなる状況で襲ってくるかわからない。」

それ故に、前倒しによる整備のお願いを、市長自ら先頭に立って対応されるお考えがあるかをお伺いする。

2回目の市長答弁

まず、平山沢の砂防工事についてであるが、一刻も早い事業採択を目指し、関係機関に対し強力に働きかけを行っていく。

次に、要配慮者の避難方法についてであるが、避難マニュアルを、その地域を熟知している住民の方々と協働して策定していく。

次に、避難勧告・避難指示の発令の時機についてであるが、山梨県及び甲府地方気象台からの情報、また、住民の方々からの情報等を加味しながら適切に発令すべきものであると認識しており、現在、発令基準などについてマニュアルを策定しているところである。

次に、前兆現象についてであるが、周囲の環境の変化、いつもと違う振動や土の臭い等の情報等を踏まえて判断していく。

次に、大明見平山地区の急傾斜地崩壊対策事業についてであるが、事業の前倒しについては、地元の合意、国の決定、また予算的な課題等があるので、機会あるごとに早期の完了を関係機関にお願いしていく。

3回目の質問

まず初めに、平山沢の砂防工事についてであるが、答弁を見ると全く事務屋の答弁である。

山梨県に対しては、武川、早川両先生、国に対しては、長崎、堀内両先生方のお力をお借りする中で市長自らが先頭に立って、対県、対国に目参するくらい覚悟で対応する事が重要であると考えられる。まさに政治が必要とされるのではなからうか。

「市民の安心安全を最優先に守る」と公言されてお

り、当該地の危険性を強く認識されている市長に重ねてどの様な働きかけを具体的に為される考えなのかをお伺いする。

次に、避難勧告、避難指示の発令時期及びマニュアルについてであるが、昨今の集中豪雨において防災マニュアルの効果は思うように発揮されていないのが実

情である。また、避難勧告、指示が適切に伝達され速やかに住民が避難されているのが最も重要であると考

えられるが、この点についての答弁が全くだだけではない。

はなはだ遺憾であり、この事は本市の土砂災害対策に対しての重要性の認識と姿勢が欠落しているのではないかと。再度、見解をお伺いする。

最後に、降雨時の前兆現象の現地調査は勧告、指示の発令に際して大変重要な指標と考えられるが、降雨時に誰がどの様な基準で巡回パトロールを為されるのか重ねて見解をお伺いする。

併せて、何時までに本市の防災マニュアルの作成が完了するのかお聞きする。

3回目の市長答弁

まず、事務屋の答弁であるとの御発言についてであるが、全ての職員は市民福祉の向上のため職務を遂行しており、事務屋の答弁とは、私が堅実な行政運営を執行しているとお褒めの言葉と受け取らせていただく。

今後の働きかけについては、事業採択及び事業進捗に対して、関係者と連携を図りながら、優先的な事業実施を目指し強くお願いをしていく。

次に、避難勧告、避難指示の発令時期及びマニュアル

の策定についてであるが、昨今の集中豪雨において防災マニュアルの効果は思うように発揮されていないのが実情である。また、避難勧告、指示が適切に伝達され速やかに住民が避難されているのが最も重要であると考

ルについてであるが、実効性の高い避難勧告等の判断伝達マニュアルを早期に策定していく。

本市の土砂災害対策に対しての重要性の認識と姿勢が欠落しているという御発言については、本市の職員は、市民の生命と財産を守ることを主眼に置き、使命感や責任感のもと、職務に精励しているところであるが、今後においても、職員に対しては、より一層の安全・安心なまちづくりを実現するため努力するよう指導・指示していく。

次に、降雨時の巡回パトロールについてであるが、大雨警報や土砂災害警報の発令時等には、市職員はもとより、地元消防団等による危険区域の警戒巡視を行っている。

次に、避難勧告等の判断伝達マニュアルについてであるが、できる限り速やかに策定していく。

平成4年3月16日付確認書について

1 回目の質問

まず初めに、この確認書は、通称一市二村間道路として山梨県が事業主体となり、新設県道建設の事業推進の為に富士吉田市と地権者並びに地元自治会との間で取り交わされた平成4年

3月16日付の書類である。「鴨川線の整備」が未だ未実施の状況であるが、何故に当該事業が未実施なのか。今迄の経緯経過を踏まえてお聞きする。

また、今後事業実施に向けての対応策をお示し願う。次に、市道明見東通り線の改善についてお伺いする。現在大変な交通量であり、特に朝夕の出勤時間帯は、大渋滞をきたしている状況である。

改善実施に向けての対応策をお聞きする。最後に、新設県道と大明見忍野線の連絡道路の同時供用開始についてお伺いする。

本事業は、市道大明見古宮線として事業実施してきたが、地質上の問題点及び技術的な見地並びに土木工学的な観点から安全性が担保できないとの検証結果報告があり、去る5月2日に事業中止決定された。

それに際し、地権者の皆さんに報告文書にて郵送されたと同っているが、市政運営の協力者に対して余りにも誠意が無いと思うが市長の見解をお伺いする。

投資した公費が効果的に市民に享受できるよう適切な利活用を検討しているとの事だが、すでに中止決定より4ヶ月以上経過している。その利活用をお聞きする。また、地元自治会より本

年7月26日付で、代替整備として、大明見農道1号、柳畑農道4号線の拡幅及び水路改修の要望が提出されているが、今後の事業実施計画をお聞きする。

1 回目の市長答弁

まず、市道鴨川線の整備についてであるが、第6・7・8次使用協定時の周辺整備事業5か年計画に位置づけ、道路設計、用地測量を実施し補助事業の採択に向け協議を重ねてきたが、採択の目処が立たない状況であったことから、第9次使用協定の周辺整備事業5か年計画への位置づけを見送った経緯がある。

技術的な面においても、長泥川交差点部分の橋梁の概略検討設計を行った結果、橋面と隣接地に段差が発生する為、民地の雨水処理等などで地権者の理解が得られなかったところである。

今後は、代替路線の整備も含め、地元の皆様と協議を行うっていく。

次に、市道明見東通り線の改善についてであるが、砂原橋東交差点及び職業訓練校前交差点を含めた交差点改良については、本年7月に2箇所の交差点改良の予備設計を行い、渋滞を解消するよう複数の改良案を検討しており交差点改良の方向性を決定していく。

次に、大明見古宮線の地権者の皆様への対応だが、

これまでの経緯経過を説明し、事業に対しての御意見御要望を聴き取り、御意見文書において最終決断について報告し誠意ある対応を図っているところである。

次に、大明見古宮線用地跡地利用の活用については、当該地域は、地権者の皆様に御理解と御協力いただいた貴重な土地である。地域住民の皆様にも御意見を聞きながら、跡地の利活用を検討している。

現在、地域住民の皆様にお示しする原案を策定すべく作業を進めているところである。

次に、市道大明見古宮線整備事業の代替整備の今後の事業実施計画についてであるが、大明見農道1号線及び柳畑農道4号線については、舗装及び水路の損傷が著しいため安全性の確保を目的に本年度事業として現況施設診断を行っている。

2 回目の質問

まず、市道鴨川線の整備について、代替路線の整備との事であるが、概略検討設計はすでに成されているのか、また、いつ頃地元関係者と協議するのか、見解をお伺いする。

併せて財源措置はいかがかお伺いする。また、代替路線の整備との事であるが、現市道鴨川線は少なくとも4mの有効幅員にて整備すべきであり、

代替路線ともども整備すべきと考えるが、見解をお伺いする。

次に、大明見古宮線の地権者の皆様への対応だが、少なくとも、議会に示した関係書類並びに本年5月2日付の市道大明見古宮線整備に係る最終決断についての報告文書を説明して、理解をいたいただく中で、地権者の皆さんより後利用のご意見をお聞きする事が誠意ある対応と考えるが、重ねて市長の見解をお伺いする。

併せて跡地の利活用については、地権者の皆さんのご理解とご協力が大変重要と考えるが、市長の見解をお伺いする。

最後に、市道大明見古宮線整備事業の代替路線の事業実施計画であるが、市長1期目の就任時より永きに渡り庁内に於いて再三検討された代替路線案であり、多くの資料をすでに作成されていると同っている。

私も市長さんも、任期は来年4月迄である。本年5月2日に大変重大な決断をされると共に今後の対応に重い責任を負った訳だが、少なくとも、任期中に大明見古宮線の後利用並びに代替路線整備の明確な道筋を付ける事が市長として、男としての責任の取り方だと考えるが見解をお伺いする。

2 回目の市長答弁
代替路線の概略検討設計

は、地元と協議し方針を決定していくため、現時点で概略検討設計はしていない。また、財源措置については補助、起債などを含め様々な検討を行う。

代替路線整備後の市道鴨川線の整備については、一般市道の整備方針に則り、道路用地の提供を得られた後、最低幅員4mで整備していく。

次に、大明見古宮線の地権者への対応についてであるが、土木工学的な観点や地権者をはじめとする地元関係者の御意見をも尊重する中で、総合的に判断させていただいたところである。

また、最終決断の報告書についても、決断に至る経緯や適切な後利用を検討していくことなど、私の思いを誠心誠意お伝えしたものと考えている。

次に、大明見古宮線の代替道路の整備についてであるが、地元要望を尊重し全力を挙げて推進していく。

次に、跡地の利活用についてであるが、急傾斜地にあり、地盤も弱いことから事業を断念した経緯がある。跡地の利活用は、技術的な検証も必要であり慎重に進めていく考えである。

したがって、現時点で短期的な言及はできないが、方向性を見出した時点において、地権者を含む地元住民の皆様と協議し、御理解と御協力をお願いしていく。

市政一般質問

9月

小俣 光吉 議員



介護保健について

1回目の質問

介護保険ができて14年目となり、行政だけでなく、被保険者である市民にも浸透してきたように思う。
当初、国や市町村が住民に対して説明していたことは、大きくわけて4つあると私は思う。
1つ目として、介護が必要な要介護者が本人や家族の所得や財産に関わらず、要介護者本人や家族が望む、必要で十分な介護サービスを提供するから受けることができること。
2つ目として、要介護者の家族を介護負担と介護費用負担から解放し、社会全

体の労働力と財源で介護すること。

3つ目として、多様な事業者によるサービスを提供し、専門的なサービス産業としての介護産業を確立すること。

4つ目として、医療と介護の役割分担を明確化し、急性期や慢性期の医療の必要がない要介護者を介護サービスにより介護し、介護目的の入院を介護施設に移すことである。

しかしながら、当初の目的通り運用がなされているのかはなほ疑問である。国が行っていることは、老人介護と医療制度を、国費削減の名のもと、衰退させていくものであるように私には思えてならない。

富士吉田市は、国の施策に乗っているわけであるが、国の施策の対策はもろろんであるが、市民の要望に心えられるよう保険者として、しっかりとした対応をとられているのか。

日本の介護保険制度は、ドイツの介護保険制度をモデルに導入されたと聞いて

いる。

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理並びにその他の医療を要する人たちについて、これらの人たちが尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な介護サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としたものであると考えられているわけであるが、市長はどのように考えておられるのかお聞きします。

また、住民にとって一番大事な国民の未来のために、1つ目の要介護者本人や家族の所得や財産に関わらず、十分な介護を行うことと、2つ目の要介護者の家族を介護負担及び介護費用負担から解放するねらいは、現在は後退し、その後退は日々勢いを増していると感じているのは私だけであろうか。市長はどのように考えているのかお聞きします。

次に、施設介護のうち特別養護老人ホームの供給が必要に對して著しく不足している。入所まで、年単位の待機が必要だと聞いているが、富士吉田市の状況は

どのようになっているのか。また、保険者として市長はどのような対応を行っていくつもりであるのか併せてお聞きします。

1回目の市長答弁

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い、従来の老人福祉・老人医療制度による対応には限界があるとして、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年に創設された。

その後、我が国ではこれまでに見えない速さで高齢化が進んでおり、利用者の急激な増加や保険給付費の増大、高齢者を取り巻く家族の形態や生活環境などが大きく変化しました。

そのような状況に伴い、介護保険制度もいくつかの制度改正を経て、現在に至っている。また、今後の介護保険制度について、国においては、平成27年4月からの第6期介護保険事業計画に合わせて、介護保険法や介護報酬の改定などの審議がなされているところである。

介護保険制度は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等を切れ目なく提供する「地域包括システム」を構築することがサービスをj受ける方にとって、一番望むものと考えている。

また、居宅介護サービスとして地域密着型小規模多機能型居宅介護1施設を整備し、在宅での介護サービスの充実を図っている。

また、一方で、特別養護老人ホーム等の施設への入所待機者の解消を目指し、特別養護老人ホーム等の施設整備を促進することとし、また、その施設は、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、山梨県内でも甲府市に次ぐ、地域密着型の介護老人福祉施設3施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)1施設の整備を進めてきた。

今後においては、施設等の必要性について検討し介護保険計画に基づき整備を推進していきたいと考えている。

市民生活部長答弁

まず、介護保険の運用については、国と同様に高齢化が進む中で、その現状を把握しながら、法に基づき介護を必要とされる方々へ適正なサービスが提供できるような制度運営に努めている。

次に、介護保険制度は、高齢者を社会全体で支え合い、高齢者の自立を支援し、利用者の選択により保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受給することができ、高齢者の保険医療や福祉の増進を図るものであり、高齢者がいつまでも、

健康で安心して暮らせる社会を実現することが目的であると認識している。

次に、介護保険制度のねらいについてであるが、本制度については、介護保険サービスを利用する者はその利用料の1割を負担するだけでサービスをj受けられ、家族の介護負担及び介護費用の負担の軽減に繋がっており、多くの高齢者の方が利用していることから、当初の介護保険制度創設時のねらいとした利用者の目線に立った介護サービス及び介護負担の軽減についての効果は得られているものと考えている。

次に、特別養護老人ホームの入所についてであるが、市内の特別養護老人ホームへの入所に当たっては、現在も2年から3年の待機が必要な状況となっている。

2回目の質問

私は、高齢社会を心配し質問しているわけであり、制度をつくった形式上の理屈を聞いているのではない。いかに介護を必要としている市民が、介護保険の活用を図ることが出来るのか、ということについて質問している。

突然倒れて介護が必要になった時、施設が見つからない。日々、新しい施設ができてい一方、収容人数は増えていない。一人あたりの割り当て面積が増え

ただけであるため、待機者が多い、費用が高い、こんな声が各方面から聞こえてくるのはなぜなのか、その理由を知るためこの質問をしており、理由如何によって改善策を講ずる案を聞きたいのである。

介護及び要支援認定者は、必要に迫られ申請を行っていていると思うが、このうち介護保険制度を活用できないでいる者がいると耳にしているが現状はどうなのか。

養護老人ホームへの入所待ちが、2年から3年の待機が必要であると答弁しているながら、施設の必要性について検討することであるが、なぜ今の時点まで検討しなかつたのか併せてお聞きする。

平成27年には、介護保険制度の見直しが行われると聞いている。利用料の引き上げは、要介護者の負担額を増やし、さらに利用者に追い打ちをかけるように介護保険料が増額される。市民は、どこまで負担すればよいのか。

支援認定者への給付は市町村事業に移管され、財源は保険料と市町村の一般財源で賄うなどの検討が図られていると聞いたが、どのような見直しが行われるのかお聞きする。

要介護者本人の所得や財産に関わらず、十分な介護サービスを受け、介護負担

と介護費用負担から解放するとの国及び地方自治体の考え方は、今回の改正ではなくなつてしまつたように思えるわけであるが、市長の見解をお伺いする。
また、今後介護保険をどのように運営し、高齢社会に対応していくのかお尋ねする。

2 回目の市長答弁

まず、支援認定者への給付が市町村事業に移管されることについてであるが、移管される事業については、市町村が地域の実情に応じて効果的、かつ、効率的に取り組むことができる要支援者のデイサービスと訪問介護の2つのサービスであり、これまで利用されてきた方は、今後も同様のサービスを受けることができる。

市町村事業に移管されることに伴い、介護事業者以外の民間サービスが利用できるなど、さらに利用しやすい体制作りを努めていく。次に、介護負担と介護費用負担からの開放についてであるが、今回の改正については、一部の対象者においては、利用料の負担が引き上げられるが、介護保険制度の根本的な考え方が変わるわけではなく、今後においても、要介護者に対して、法に基づき適正なサービスができるよう制度運営に努めていく。

いづれにしても、高齢化

が進み、要介護者が増加している現状においては、介護への予防事業がますます重要と認識している。日ごろから高齢者の皆様が健康づくりや生きがいづくり等へ気軽に参加できるような環境づくりや体制づくりを積極的に進め、これまでに以上介護予防に力を注いでいきたいと考えている。

市民生活部長答弁

まず、介護保険制度を活用できない方の有無についてであるが、様々な事情で介護保険サービスを活用しない方はいますが、活用できない方はいない。

次に、施設入所待機者への対応等についてであるが、先ほど答弁したとおり、これまでも地域密着型の特別養護老人福祉施設等の整備を進めてきた。

この施設整備については、平成12年からの第1期介護保険事業計画策定時から、引き続き検討して、現在、地域密着型介護老人福祉施設数は、甲府市に次ぐ規模となっている。

3 回目の質問

介護保険の問題は高齢者対策であり、医療・介護への公の負担はますます増大することは明らかである。対応策としては、法律内で行える市独自の事業と市長発言のとおり、医療・介護への予防であり、高齢者

の皆様の健康づくりや生きがいづくり等が重要であると私は思う。

そして、元気に活躍する高齢者の多い市、「元気な富士吉田」を創ることが、これからの富士吉田市の重要な課題であると考えている。

高齢者が社会参加しやすい環境が整うと、元気で暮らせる社会が実現でき、介護などの費用も抑えられるとの指摘もなされている。

しかしながら、市の施策に疑問を抱くのは、私だけであろうか。

富士吉田市立コミュニケーションセンター及び富士吉田市立老人福祉センターの条例の一部改正であるが、多世代交流施設を設置するため条例の改正が必要であるわけだが、富士吉田市立老人福祉センターにおける、今まで行われてきた様々な事業は、介護事業への予防事業であるとの認識を私は持っていた。

しかしながら、今まで無料であった福祉施設を有料化する条例改正は、富士吉田市が掲げる健康づくりや生きがいづくりの参加を阻害することになると思う。

富士吉田市の行っていることには、言行一致しているとは思えない状況にあると思うのは私だけだろうか。

高齢者が利用できる福祉施設・文化施設・スポーツ施設を無料化していく。

あるいは、高齢者が一坪農園等で作った農作物等を道の駅などで買い取り、収集し、販売していくなどの生きがいづくりを積極的な施策として市長は行っていくものと考えているが、併せてお伺いする。

3 回目の市長答弁

まず、高齢者の施設利用料についてであるが、新たな老人福祉センターの入浴料金については、現在のところ、高齢者の利用を促進する等のため、65歳以上の市民は免除とし、また、リニューアルする歴史民俗博物館の利用料金についても、65歳以上の市民は無料とすると考えているので、今定例会に関連条例改正案を提出したところである。

このほか、体育施設についても、既に一般市民の半額で利用ができることも、通院、買い物足として多くの高齢者の皆様が利用している、タウンズカーについても、最も低い料金で利用していただいている。

このように、高齢者の皆様には既に多くの施設等において、減額あるいは無料にして運用している。

一方で、高齢者が利用する全ての施設等の利用料を無料にすることは、ある意味においては理想的なことであるかも知れないが、施設を運営するための費用は、

誰かが負担しなければならぬ。

私は、経費の一部につき、高齢者の皆様にも御負担をいただくことも、また、持続可能な施設運営を確保するためには、大変重要なことであると考えている。

今後においても、施設の性格や社会の状況等を勘案し、バランスを取りながら、適切に判断していきたいと考えている。

次に、「高齢者の生きがいづくり」についてであるが、農業、雇用、生涯学習等を通して、高齢者の健康づくり及び生きがいづくりを進め、持続可能な地域社会の構築に向けて努力していく。



市政一般質問

9月

及川 三郎 議員



世界遺産2年目を迎えて

1回目の質問

昨年6月議会で一般質問した際、「富士山の世界文化遺産登録がゴールではなくスタートである。」という堀内市長のご答弁に私も同じ思いであった。

イコモスから指摘事項があり遺産登録できたものの宿題を与えられたこととなり、「ユネスコに提出する保存状況報告書」について、その中味は市民には知らされていないと感じ、その指摘事項について質問する。山梨・静岡の両県に共通する指摘、本市と近隣市町村に共通する指摘、本市だけに関係する指摘と対策や

全文については、次期定例会（12月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

含まれるのかお聞きする。

1回目の市長答弁

まず、イコモスからの指摘事項は、本市単独での指摘は受けていないものの、富士山への来訪者管理戦略を定めること、登山道、山小屋及びトラクター道のための総合的な保全手法を定めること、情報提供戦略を策定すること並びに噴火又は火災の発生に備えた危機管理戦略を策定することが、本市に関わる主な指摘となっている。

その対策と進捗状況については、現在、山梨・静岡両県において今年の登山状況等を踏まえ、全体構想案や各種の戦略案を作成し、平成27年中に山梨県富士山世界文化遺産保存活用協議会において、山梨県側の保全状況報告書を作成することとなっている。

さらに、その県条例を来年4月に強化するという。この時期の規制や条例が強化されることに看板設置者は不安を感じている中、県の指導等に対する本市の考え方をお聞きする。

次に、本市は、昨年景観行政団体の指定を受けたが、今後景観計画や景観条例の作成を目指すタイムスケジュールについて及び、市が制定後の「市景観条例」には市内の広告看板に規制が

しかしながら、行政指導等の不徹底により非常に多くの違反物件が、存在していることは及川議員御指摘のとおりである。

来々年4月施行予定の「景観保全型規制地区」については、横町バイパス、本町通りの一部、富士見バイパス沿線の看板類が対象になっていることから、富士山世界遺産登録に関連した規制整備と理解しているが、これら対象地区は電線類の地中化事業を進捗させている地域でもあり、併せて看板類の改善などの修景活動も、地元への負担を最小限に留めるべく支援制度も整備検討中とのことである。

いずれにしても、よりよい景観づくりを目指す必要から、屋外広告物の規制を強化する方針については当然の動きであり、決して富士山の世界遺産登録を契機として行政指導が厳しくなったものとは捉えていない。

次に、富士吉田市の景観計画と景観条例策定についてであるが、既に基礎調査を終了して現在は景観計画・景観形成基本方針の作成にむけ鋭意取り組んでいるところである。

また、富士吉田市景観条例における市内広告看板に対する規制の有無は、山梨県屋外広告物条例が適用される。

2回目の質問

抽象的な答弁なので、視点をしぼって質問する。

イコモスから御師住宅に關して保存計画はあるが、修繕計画がないという指摘、また、御師住宅の正面の雰囲気も阻害しないよう修景を求めていること。御師住宅に対する指摘は一部で、このようなイコモスからの指摘を地元住人は知りたいのである。

多種多様な標識や看板が美しい景観を阻害しているとか、電柱が富士山の展望を阻害しているともイコモスは指摘している。

また、御師住宅エリアに誰も居住しておらず老朽化が著しい住宅があり、遺産登録されても上吉田地区のまちづくりが見えてこないのが実情で、保存計画や修繕計画にどんな政策を取り入れていくのか質問する。

遺産登録まで住民説明会も開き登録に至ったと認識している中で、遺産登録時点で取り付けていた広告看板に違法性はないと感じている市民もいる。

今後、策定される市景観条例は、広告看板等に対する規制はなく県条例で適用していくことは確認できた。長野県にも「県屋外広告物条例」はあり、県条例以外に6市町が独自で条例を制定している。市町村独自でその地区に見合った条例制定し、地元

関係者と協調して県に優先してその条例を適用している。

本市でも、独自に世界遺産の町らしく「富士吉田市屋外広告物条例」制定してはどうか質問する。

2回目の市長答弁

及川議員御発言のとおり、現存する御師住宅は、老朽化が著しく歴史的・文化的価値を保持した上での改修には多額の費用がかかることから消滅してしまうのではと危惧される。

御師住宅の所有者の方々の御理解・御協力をいたたく中で、街の修景の整備など世界遺産の街に相応しい魅力ある街を形成するため、御師住宅の活用を含めて調査研究を進めていく。

次に、広告看板等についてであるが、今回新たに定められた「景観保全型規制地区」は、従来の規制よりも一段高い水準を求めたものと理解している。

当該規制地区内において良好な景観が維持・創造されるよう本市としては、より一層景観の保全に取り組みたいと考えている。

その後、及川議員御発言の「この地域の実情に見合った条例」が必要と判断した場合には、「山梨県屋外広告物条例」を補完する形で本市独自の規制について検討していく。

火山防災と避難 対策について

1 回目の質問

防災対策の中で、市立病院敷地内ヘリポートがドクターヘリや大型の防災ヘリが離発着できるように整備されたことや、市内小中学校全ての体育館が避難所として活用できる点など防災対策には大きな評価しているところである。

広範囲に被害を及ぼす富士山噴火については「富士山火山防災対策協議会」で検討中だという。

これまで、市内の避難所での対応が困難な場合、市外への避難を最優先に考えるという答弁がされている。富士吉田市民を受け入れてくれる避難先自治体の受け入れ状況や、その進捗状況について質問する。

次に、本年7月の台風8号による長野県南木曾町の土砂災害、8月に広島を襲った大雨による土砂災害は、避難勧告や避難指示が遅れたのではとも言われている。災害情報提供が最も大事で、行政側からの正確な情報があれば被害は激減する。

そこで、平成23年、一般家庭に防災ラジオが導入整備されたが、防災無線の聞き取りにくい地域がどの程度解消されたのか。また、防災無線の聞き取

りにくい地域に設置している屋外拡声子局整備状況についてお聞きする。

1 回目の市長答弁

富士吉田市民の避難先についてであるが、同一県内の他市町村へ避難することを基本としており、隣接する県への避難が必要になった時には、山梨県、静岡県及び神奈川県との3県が相互に協力し避難者の受入を行うこととされている。

具体的な避難先等は、現在山梨県において検討を行っているところであるが、本市においても、独自の具体的な避難計画の策定に努めているところである。

山梨県に対して、地元自治体の意見を取り入れる場を設けるなど速やかに対応するよう強く要望していく。次に、防災ラジオは防災行政無線が聞き取りにくい地域の皆様に対して、整備を開始しているものであり、難聴地域の解消に繋がっているものと認識をしている。

次に、屋外拡声子局の増設については、平成23年度以降の増設は行っていない。

なお、初動体制の指針となる有効な防災情報等を市民の皆様にご利用する機会をお伝えする方法として、地上デジタルテレビを活用したCATV富士五湖によるデータ放送を、安全安心メールと併せて広く市民の皆様への情報伝達をしていく。

2 回目の質問

避難する時期や避難先がいまだに示されていない実情だ。国や避難先を調整する山梨県の考えを待つだけでなく、本市独自で市町村を探し出す積極的な行動も必要ではないか。

本市と姉妹都市や応援協定を締結している市町村と避難地としても受け入れられる関係にはいかがか。火山噴火時の広域的避難先の受け入れだけで協定を結ぶより、姉妹都市や応援

協定の関係で交渉する方が、相手市町村が理解してくれるはずだ。

それが、私の訴える火山防災に対する市町村単位の自助、共助である。本市が早急に候補地の市町村へ交渉すべきと思う。

次に、防災ラジオと屋外拡声子局の増設整備等は、平成23年以降行われていないとのことだが、今後増設整備等の考えがあるのかお聞きする。

CATV富士五湖でデー



タ放送の「防犯・防災情報」を確認した。

パソコンの取り扱いが苦手なお年寄りの方々に有効で、市から提供されるこれまでにない解りやすい防災情報であり試験放送の今後の状況について質問する。

次に、コミュニティFM放送整備の進捗状況についてお聞きする。

東日本大震災の時に広範囲な停電が長期化し、住民に情報が伝わらず不安期間が長引いた。

コミュニティFM放送は情報提供の大事な手段なので、その事業進捗状況と災害時の情報伝達などの連携についてお聞きする。

2 回目の市長答弁

これまでの本市の応援協定の締結状況等についてであるが、山梨県内12市および、友好都市である千葉県南房総市や習志野市、並びに富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク参加自治体37団体など計51団体と、既に相互に避難者を受け入れる災害応援協定を締結している。

次に、防災ラジオ及び屋外拡声子局の整備増設等についてであるが、必要に応じて防災ラジオの配備や屋外拡声子局の増設についても検討していきたいと考えている。

次に、データ放送についてであるが、CATV富士

五湖と協働で生活の中で馴染みの深いテレビから、簡単な操作で情報を得られるデータ放送を導入することとした。

また、このデータ放送は、現在試験放送を行っているところであるが、10月からの本放送に向けて、気象庁がインターネットで提供している気象情報、地震情報、火山情報や山梨県消防課や治水課が提供する「雨量情報」、「土砂災害危険情報」、「河川の水位情報」などの情報についても、データ放送の中に組み込み、より多くの情報を市民の皆様へ迅速かつ正確にお伝えできるよう努めていく。

次に、コミュニティFM放送についてであるが、災害時には、的確・迅速な災害情報を地域住民に提供するなど、一般のFM局ではできない、きめ細やかで地域に密着した放送サービスができることが最大の特徴である。

現在導入に向けて、全市へ効率的に電波を送信することができるとのアンテナの設置場所の選定、導入コスト等の検討を行っている。

今後も防災行政無線、メールサービス、データ放送、コミュニティFMなどの情報提供手段を連携させあらゆる状況を想定して、市民はもとより観光客の方に対して、必要な情報を届けるよう環境整備に努めていく。

議案等の処理結果（9月定例会）

（賛成 / 反対 / 欠席 / 賛成討論者 / 反対討論者）

議案番号	案 件	付託委員会等	渡辺嘉男	太田利政	奥脇和一	宮下豊	渡辺忠義	渡辺孝夫	宮下正男	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	佐藤秀明	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	審議結果
報告第10号	継続費精算報告書について(平成25年度富士吉田市一般会計予算)	9/4報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第47号	平成25年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	決算特別								議長													認定
議案第48号	平成25年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	決算特別								-													認定
議案第49号	平成25年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	決算特別								-													認定
議案第50号	富士吉田市立コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	総務経済								-													可決
議案第51号	富士吉田市立富士山レーダートーム館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	総務経済								-													可決
議案第52号	富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	文教厚生								-													可決
議案第53号	富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	文教厚生								-													可決
議案第54号	富士吉田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	文教厚生								-													可決
議案第55号	富士吉田市立老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について	文教厚生								-													可決
議案第56号	富士吉田市環境保全条例の制定について	文教厚生								-													可決
議案第57号	富士吉田市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	文教厚生								-													可決
議案第58号	市道の認定について	建設水道								-													可決
議案第59号	町の区域及び名称の変更について	文教厚生								-													可決
議案第60号	平成26年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)	総務経済								-													可決
議案第61号	平成26年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)	文教厚生								-													可決
請願第1号	「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書について	文教厚生								-													採択
請願第2号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について	文教厚生								-													採択
報告第11号	健全化判断比率について	9/29報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第12号	資金不足比率について(富士吉田市下水道事業特別会計)	9/29報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第13号	資金不足比率について(富士吉田市立病院事業会計)	9/29報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第14号	資金不足比率について(富士吉田市水道事業会計)	9/29報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第62号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	9/29即決								-													同意
議案第63号	「手話言語法」制定を求める意見書について	9/29即決								-													可決
議案第64号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について	9/29即決								-													可決
選挙第5号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	指名推薦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

委員会に付託された議案等の内容については、「委員会の審査から」をご覧ください。
 即決案件、報告案件の内容については、「即決案件の内容」をご覧ください。